

平成27年 第65回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第 4 日）

平成27年 9月17日（木曜日）

議事日程（第 4 号）

平成27年 9月17日 午前 9 時開議

日程第 1 第 117号議案 神河町地域優良賃貸住宅中村団地建築工事請負契約の件

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 第 117号議案 神河町地域優良賃貸住宅中村団地建築工事請負契約の件

日程第 2 一般質問

出席議員（12名）

1 番 藤 原 裕 和	7 番 小 寺 俊 輔
2 番 藤 原 日 順	8 番 松 山 陽 子
3 番 山 下 皓 司	9 番 三 谷 克 巳
4 番 宮 永 肇	10番 小 林 和 男
5 番 藤 原 資 広	11番 藤 森 正 晴
6 番 廣 納 良 幸	12番 安 部 重 助

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 澤 田 俊 一 係長 楨 良 裕

説明のため出席した者の職氏名

町長 山 名 宗 悟	地域振興課長 石 堂 浩 一
副町長 細 岡 重 義	地域振興課参事兼観光振興特命参事
教育長 澤 田 博 行 山 下 和 久
会計管理者兼会計課長兼町参事	建設課長 真 弓 俊 英
..... 谷 口 勝 則	地籍課長 児 島 則 行
総務課長 前 田 義 人	上下水道課長 中 島 康 之
総務課参事兼財政特命参事	健康福祉課長兼地域局長

..... 児 島 修 二 大 中 昌 幸
総務課副課長兼地域創生特命参事	病院事務長
..... 藤 原 登志幸	病院事務次長兼医事課長
情報センター所長 浅 田 讓 二
藤 原 秀 洋	病院総務課長兼施設課長
税務課長 藤 原 秀 明
和 田 正 治	教育課長
住民生活課長	吉 岡 嘉 宏
住民生活課参事兼防災特命参事	教育課参事兼センター所長
..... 田 中 晋 平 坂 田 英 之

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は 12 名であります。定足数に達しておりますので、第 65 回神河町議会定例会第 4 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

早速、日程に入ります。

日程第 1 第 117 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 1、第 117 号議案、神河町地域優良賃貸住宅中村団地建築工事請負契約の件を議題といたします。

事務局、議案の朗読をしてください。

〔事務局長朗読〕

.....
 第 117 号議案 神河町地域優良賃貸住宅中村団地建築工事請負契約の件

○議長（安部 重助君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 117 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町地域優良賃貸住宅中村団地建築工事請負契約の件についてでございます。本件は、木造 2 階建ての若者向け賃貸住宅 3 棟を中村区の旧神崎町役場跡地に建築するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細について地域振興課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。それでは、詳細につきまして御説明を申し上げます。

最初に、工事請負契約に関する附属説明書でございます。まず、1の入札の状況でございますが、入札の日時、場所及び工事名でございます。平成27年9月15日火曜日午前8時48分から役場3階第3会議室におきまして、神河町地域優良賃貸住宅中村団地建築工事の指名競争入札を行いました。

次に、応札業者及び入札書記載金額でございますが、応札業者は株式会社宮本組、但南建設株式会社の2社でございます。開札の結果、但南建設株式会社の落札でございます。予定価格は2億3,404万1,000円でございます。落札価格は2億650万円で、契約金額は消費税を加算いたしまして2億2,302万円でございます。

本契約の御承認をいただいた今日付で契約するつもりでございます。

次に、契約相手方の経歴でございますが、工事出来高と資本金につきましては、記載のとおりでございます。工期予定は、着手につきましては議会で議決をいただいた日から、完成は平成28年3月10日という予定でございます。

次のページには、但南建設株式会社の工事経歴書をつけておりますので、ごらんください。

次の1ページには、工事概要書をつけております。工事名は神河町地域優良賃貸住宅中村団地建築工事。場所は神河町中村地内の旧神崎町役場跡地でございます。内容は、若者世帯向け賃貸住宅として3棟建築。敷地面積は3,841.25平米、建築構造は木造2階建ての4部屋となっております。バルコニーを含み1戸当たり63.477平米でございます。建築面積は、1棟146.875平米で、1階、2階とも147.076平米、延べ床面積は294.152平米でございます。

外部仕上げですが、屋根は日本瓦のいぶし瓦ぶきとしており、外壁についても瓦ぶきにあわせた色彩の窯業系サイディング張りとしております。内部仕上げは、洋室2部屋とリビング、ダイニング、キッチンは複合フローリング張りで、床と天井には石こうボードの上にビニールクロス張り、洗面所と便所の床には塩ビシート張りとしております。設備としまして、新野駅前団地と同様に若者世帯向けということでオール電化対応でございます。IHこんろを2口、電気給湯器を標準装備としております。その他、ユニットバスと幅60センチの化粧洗面台の装備となっております。

先ほども申し上げましたとおり、完成は来年の3月10日を予定しておりまして、今後の予定としましては、本日の議会で本件を承認いただけましたら、来年1月から2月の間で入居者を募集し、来年の4月から入居開始を進めてまいりたいと思っております。

次に、図面関係でございますが、2ページをごらんください。これは配置図でございます。上の道路が町道中村1号線で、右上がシルバー人材センター神河事務所となっております。開発面積は、先ほど申し上げましたとおり、3,841.25平米で、木造2階

建て4部屋の住宅を今年度は3棟の建設としております。引き続き来年度には、同じく木造2階建て4部屋の住宅を2棟と若者世帯の憩いの場として公園整備を計画しております。

なお、本年度は、この敷地内に駐車場を26区画整備しまして、来年度には14区画の整備を計画しております。

団地からの出入り口は3カ所を計画しておりまして、図面上の町道から2カ所と図面右上のシルバー人材センター神河事務所と開発地の間を通っております里道側からの1カ所を出入り口としまして、図面右上のシルバー人材センター神河事務所側の里道は4メートルに拡幅する計画としております。図面右の敷地の角の部分から図面の下にかけて、さらに図面下から図面左の駐輪場となっております角に向けては、旧神崎町役場の建設当時から整備されておりました擁壁とフェンスがございまして、擁壁につきましては部分的に補修いたしますが、基本的には擁壁とフェンスはそのまま利用する計画としております。各棟とも、図面右下からの南東側からは階段で、図面左上の北西側からはスロープと階段で出入りできまして、2階へは建物中央の通路の階段から出入りします。

上下水道は町道を通っておりますので、そこからつながります。ケーブルテレビにつきましては、道路の電柱から引き込みます。敷地内に降った雨水は、図面の上側、町道側溝と図面右側の里道とある農道に沿って流れております用排水路へ排水する計画としておりまして、これに関する水路改修関連工事は、本議会におきまして補正予算で御提案させていただいております。

次に、3ページをごらんください。1階と2階の建物求積図をつけております。住戸面積は、バルコニーを含まない建築基準法による面積で57.599平米となりまして、バルコニーを含めると、ここには書いておりませんが、63.477平米となります。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長、この図面は見えますか。ちょっと皆さん、見えますか。（「薄いな」と呼ぶ者あり）ちょっとこれ説明では通りませんな。続けてください。後でまた正式なやつを。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 1階、2階合わせました延べ面積は建築基準法上の面積で270.64平米、これにバルコニーを含めると、ここには書かれていませんが、294.152平米となっており、1棟の建築面積は146.875平米でございます。

次の4ページには立面図、5ページは屋根伏せ図でございまして、外壁は窯業系サイディング、屋根材は日本瓦ぶきとしております。

次の6ページには、1階、2階の平面図をつけております。6畳の洋室が2部屋、10.5畳のリビング、ダイニング、キッチン1部屋でございまして。内装につきましては、概要書で説明しましたが、エアコンと電灯につきましては、入居者の方に購入、設置していただく計画としております。

次の7ページ、8ページは、6ページの平面図を縦に割った詳細断面図でありまして、1階の天井と2階の床との間の空間を洋間で65センチ、リビング、ダイニング、キッ

チンで50センチ、洋室で64.3センチ、洗面所、トイレで65センチあけておりました、さらに断熱・遮音対策として2階天井には15.5センチのグラスウール、1階天井には5センチのグラスウールを施しております。

工事の概要は以上のとおりでございます。建築工事が工期内に完了するように工事の管理をすることは当然のことながら、建築後の入居者確保が大きな課題と認識しております。そこで、12月以降にチラシ等を作成し、町の広報等も使いながら、完成前から入居者の募集に取り組む計画にしております。家賃につきましては、新婚または子育て世代という条件を満たした方の場合、月額4万円といたします。比較的安い料金で子育て世代を支援する計画であります。

国道や病院、商店にも近いという立地条件を生かして、町内では需要を掘り起こし、町外への人口流出を防ぐこと、また町外から転入してもらうことが最大の課題と捉えております。

なお、入居者の方につきましては、中村区のつき合いをしていただく予定でありまして、地元説明会も実施して同意を得ております。これをきっかけとしまして、もっと若者世帯賃貸住宅の建設に取り組むたいとも考えております。

以上で、私のほうからの説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。そしたら、3点ばかりお尋ねをいたします。

まず1点目は、前の一般競争入札が不調で指名競争入札に変えられたということだと思ふんですけども、これは国交省の50%補助で建物を建てられるわけですけども、一般競争入札では2社の応札はわかるんですけども、指名競争入札をした場合、2社でいいのかということが1点です。

2点目は、前回、新野住宅のときに耐用年数のことをお伺いいたしました。それで、賃貸住宅ができますと30年以上で賃貸を続けるのにはちょっと問題もあるということ、一般的には30年以上はないと思ふんですけども、前回の増額変更されたときの説明で、30年を超えるような話をされていたと思ふんですけども。この設計は30年として全てしてあるのかということと、当然新野住宅を頭に置きますと、基本的に入札変更する必要ないんで、生かされてしてるのかという確認。

最後のもう1点なんですけど、2ページ目の図面なんです。それで、1棟、2棟、3棟あるんですけども、1棟、3棟の棟の高さが8.83メートルですか。それで、2棟が5センチ高いんですけど、この理由は何かあるんでしょうか。その3点だけをお伺いいたします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。1番目の指名の関係、ちょっと申しわけないです。総務課長のほうからお願いしたいと思いますので。

2番目の耐用年数30年として設計しているのか、新野団地のことは生かされているのかということでございます。木造住宅でございます、基本的に鉄筋コンクリートづくりであったら半永久的、50年という目安になるんですけど、木造でございますので、修繕すれば30年以上ももつということで本来はありますけども、一応税法上ということですか、それでいったら耐用年数は30年という一つの区切りがございます。30年たった後には、それなりの考えを示していかなければならないかと思います。

それで、基本的にこの建物につきましても新野の団地を基本ベースとして設計しておりますので、大きくは変わっておりません。基本的には、若干面積的に1.1平米ぐらいちょっと中村団地のほうが大きいような感じで、設計のほうはほとんど中身は変わっておりません。

それと、3つ目の、ちょっと申しわけないです。3つ目がちょっとわかりにくかったんですけど、もう一回お願いできますか。済みません。

○議長（安部 重助君） 資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 提案者のほうがそれをちょっと理解してもらわないと困るんですけど、2点目に図面があります。1棟、2棟、3棟の中で四角で囲んであるんですけど、最高高という数値が全て1棟、2棟、3棟に書いてありますね。1棟と3棟は8,830って書いてあるんですよ。2ページ目の図面ですよ。それで、2号棟につきましては8,880と書いてあるんですよ。これ多分80だと思っと思うんです。私、30には見えてないんですけど。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 済みません、図面がほんまに見にくくて申しわけないです。これ3がちょっと潰れてまして8になっとなるんですけど、同じように30でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） それでは、1点目の質問に対して、総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。指名のときに2社で大丈夫であるかという話です。基本的に当町が持っております建築工事入札参加者選定要綱で、額によって何社というふうに定めがあります。定めがあるわけですがけれども、おおむねという表現でありまして、必ずそうでなければならないという表現ではないということと、それからその直前に行いました一般公募の段階で、建築工事の規模からこのランクであるというランクをしましたときに、当町、町内で指名をするランクに該当する会社が1社しかないというふうな当町の状況も踏まえまして、指名に関しましては前回公募したときに手を挙げて、やろうというふうに動いてくださった2社というふうにさせていただきました。必ずしもそのことによって、会社数が足りないことによって不備であるという

ふうなことにはならないと思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。1点目は今、総務課長がお答えしていただいた件なんですけど、これは国庫補助の50%ということで、国費も1億円出てるとなりますと、会計検査が来ますと、当然ここを言うてくると思います。やはり適正な執行でなってるのかということをおっしゃるので、そのことについての整理は十二分にさせていただかないと困ると思います。

それと、2点目に質問しました件なんですけど、前回気になったのは、増額補正のときに40年も使用できることを前提に置いて設計変更しましたというお話やったんですね。この住宅は木造やから30年ですよ。国交省の補助にしていますから、一定の基準があってされてるわけなんですけど。気になったのは、例えばお金の調整のために無理に40年のような感じに受け取ったんですね。本来それはおかしい話なんで、もともと国が言うてる30年の耐用年数だったら、30年に合った資材を使って耐用年数はあるべきなんです。安易な変更をしないようお願いしたい、そういうことを言いたかったんです。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 40年とかいうことじゃなしに、今のところ耐用年数30年ということで、その状況の中で耐用年数が過ぎているようなものであれば、その都度変えていきながら、それかまたは新しくするとか、30年後にはまたいろいろと考えていくべきではないかと思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。1点目の国交省の補助というところで十分な理論といえますか、考えを持ってやるようにということで、別件の話になりますけれども、別件で当町の要綱、県のほうに入札に関しての確認をしたときに、それぞれの市町に要綱なり規則等で定めがあれば、それに従ってもらえればいいということで、先ほどお話ししたように、当町の要綱におきますと「おおむね」という表現で言っていますので、それを参考にしながらやったということで十分説明ができると思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。そしたら、よろしいです。あとは受検される側の対応なんで、そこはよろしく願いたします。

今、2点目で言いたかったのは、きれいに使っていて、それが30年、40年使えるわと、そんなん言ってないんですよ。設計の段階でやっぱり30年やったら30年に合うたものでされてると思うんですけど、当然執行側としては、それも確認した上で入札されてると思うんですけど、増額されたときに、そういうふうな安易な考え方で変更はあり得ないでしょうねということの要望やったんです。以上です。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 了解しました。ありがとうございます。

○議長（安部 重助君） ほかに質疑ございませんか。

廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 6番、廣納です。1つは単純な問題なんですけれども、いわゆる2つお聞きをしたいんですけど。この但南建設は、神河町において建設の前歴があるのか、土木じゃなしに建築のほうの経験があるのかどうか。

それと、一般的には入札が不調になると、業者さんがたくさんおられたら別だと思うんですけど、総入れかえみたいな感じで新たにやるというような暗黙のルールなんか、それがルール化されてるかどうかわかりません。このたびは工期もない、それとやはり地元には1社しかない。前回応募していただいたトータルが2社しかなかったと。仮にこれが今回再度不調になったら、3回目はこういう形でも問題ないかどうかという意味です。

○議長（安部 重助君） まず1点目、総務課長から。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。1点目の町内における建築に関する実績、これにつきましては、資料のほうにつけさせていただいてるとおりでして、町内においてははないということであります。

2点目の、通常の場合、不調に終わった場合、設計変更するか、もしくは総入れかえをするかという、どちらかになるわけですけども、今回は状況からしまして一般公募ということで、ある基準の企業はどなたでも参加ができるという条件を出したにもかかわらず、2社しかなかったという環境から、総入れかえよりも設計変更のほうが妥当であるということとさせていただきます。最悪2回目も不調であるという場合、不調の原因にもよると思いますが、不調の原因が額が合わないということであれば、再度設計の単価に関する見直しを本当にやらないと、出してる状況がそれでいいのかということになると思いますので、根本的なところを検討した上で、どちらの方法をとるかという検討に入ると思います。原因が設計の単価に問題があれば設計を変える必要がありますし、そうでなければ手法を変えると。どちらに行くかというのは検証の結果ということになると思います、3回目につきましては。

2社にするかということに関しては、条件によると思います。設計が本当にだめであれば、設計を入れかえて同じ会社でやりますし、設計に問題がないと、2社の応札が十分な町が要求してるレベルに来てないということであれば、会社をかえると、指名会社をかえるというふうな方法をとらざるを得ないというふうに思います。今回に関しましては設計変更ということでしたので、そんな形になりました。そうですね、そこまでですね。3回目はどうするかということに関しては、検証結果を受けてということになります。以上です。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 廣納です。要するに普通のルールは入れかえると。それで、入れかえるまでもないと、協力していただいている業者さんが2社しかないし、その意欲もあるんやけども、そういう意味で設計変更で対応して、前回の2社をあれしたと、同様の2社をしたと。3回目は、もしそれを極端な場合、設計が悪いか業者さんが悪いんか見積もりが悪いんかということを経査して、最悪業者さんが悪かったら入れかえるという手法でええと。この場合、極端に言や工期がないんでね。その場合も同じようなことをされますか。要するにそれが一般的なルールということで今後も頭にとめておきますけれども、工期の面で詰まると、もうだめなら工期を延ばさなきゃあないというふうな対応をされるわけですか。お願いします。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。最悪の場合は工期ということになりますが、今回、補助事業ですので、やっぱり期限が決まっていますので、それまでに仕上げなければいけないということですので、何とか仕上げる方法を考えると。今御質問の中で言いますと、不調の、不落の要因といいますか、原因を精査した上で3回目をするんですが、要因が予定価格よりも上回っている場合につきましては、応札してきた最安値の業者と交渉によって予定価格までにおさめるというふうな協議ができますので、不調の場合でも、予定価格を上回っている場合は協議をさせていただいて、何とか御協力をいただきたいと、理解をいただきたいということで交渉を始めたいということになります。最低制限価格を下回っている場合は、これは失格ということになりますので、これは入札をやり直すということになります。どちらのほうにぶれるかによって対応が少し変わりますが、究極は何か工期に間に合うようにということで業者の方にもお願いをしながら、最短でできる入札方法をとっていくという選択にならなければならないというふうに思っています。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかがございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。2点ほどお尋ねしたいと思います。

まず1点目は、藤原資広議員さんと同じ内容になるんですが、今回、入札の方法で落札まで行かなかったのが、2社の指名競争によったということなんですが、その中で、2社でも構わないかという分については、神河町の入札の指名の基準要綱ですか、の分の中でおおむねという表現によってクリアされてるんではないかと話でしたが、そのおおむねというのは、何をもちいておおむねなのかという分ですね。私が先ほどの総務課長の説明で理解したのは、例えば2億円の工事でしたら、多分10社ぐらいの指名という基準があるんですね。それが10社のところが2社で、それがおおむねですよという理解ができるのかどうかという、そういう部分ですね。ですので、法的と言うたらおかしいんですけど、そういう部分の中で今回の入札の方法が抵触をしてないんですよという部分の説明を再度お願いしたいのと、それからもう1点は、多分これで契約をされるかと

思うんですが、瑕疵担保期間を一律で持っておられるか、それぞれ何年にされてるか、その点だけを教えていただきたいんです。以上です。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。先ほどのおおむねという表現で、必ずしもその数でなくてもいいというふうに判断してよいのかということだと思います。確かに数で言いますと、金額で言いますと10社ということになります。10社ということですが、一方で一般競争入札をしますと、極端に言いますと、1社の応札しかなくても成立です。指名を10社しても1社しか応札がなくても成立ということになります。結局は広く門戸を広げた上で応札する会社は何社であるかというところが一番問題であるということだと思います。そこに正常な競争が働いてるかどうかということを見るということだと思います。

今回のケースで言いますと、1回目から指名競争入札したときに、おおむねなので2社でよいという判断は審査会としてもしないということでもあります。2回目、一般競争入札、その基準に合う、広く門戸を広げた入札において2社しか手を挙げてこなかったという事実を受けて、今指名をしても、例えば指名をしても辞退ということが起きるので、結果として同じことになってしまいますので、そういう意味で、今回のケースは2社ということできこうという判断をさせていただきました。前後の流れから言いますと、決して安易に要綱を拡大解釈してるとということではないということが言い切れると思っております。

瑕疵担保につきましては、石堂課長のほうからお願いをします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 建築の場合、契約からいきますと2年、通常2年でございます。それで、重要な瑕疵というんですか、それがあった場合は5年ということになります。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 10番、小林です。入居者募集要項の中に、入居されると中村区の区民としてのつき合いを予定してるとお聞きしたんですけども、その場合、公民館の使用料とか隣保館の使用料とか、入会権といいますかね、そういうものに金額が発生するのでしょうか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 申しわけございません。集落内の話なので詳しくは聞いておりませんので、その点はちょっとこの場では御説明できません。済みませんけど、よろしく願います。

○議長（安部 重助君） 117号議案は、これは契約案件でございますので、ひとつその点御理解願いたいと思います。

ほかにございますか。

廣納議員はまだ2回ですけど。

廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 6番、廣納です。根本的ないつもお話で申しわけないんですけど、町内でやる冠が神河町とついでる住宅なんで、小学校等、越知とか、ああいうもんについては、いろんな大工さんをお願いして協力していただいたというあれがあるんでね。よし悪しは別として、要するに入札資格がないんですけど、私が前々から言うてるように、そういう意味での何社かのJVを組んで、建築で入られとるB業者、C業者を集めて、結果的に皆さんで仕事をしていただくと。大きなもんやったらもっといいんですけど、小学校とか中学校とかやったらもっといいんですけど、これぐらいの住宅やったら1社、2社でできてしまうと思うんですけど、根本的に、失礼な話やけど、要するに税金をよそへ持っていくんじゃないしに、神河町に住まいする業者さんに請け負っていただいて、その分をまた申告していただいてというような、すばらしい循環で、なおかつ近くですから、ここまで本当はええんやろうけど、もうちょっと一手間加えとこうとか、ちょっときれいに仕上げようとか、仕上げんでもええところですよ。そういう意識が働いていただけると思うんで、今後、それも一度考えて視野に入れていただきたい。それがもしできなければ、法律的に何か難しいんか、そうであれば町条例でもつくって、このもんに関してはJVでも構へんとかいう方法があるかどうか、それをお願いします。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。御質問のとおりです。同じ思いで見えております。何とか町内で仕事が、落札していただきたいという思いでやっています。JVに関しましては、JVに関する規定というのも一定町のほうでも準備をしております、JV可能ですということで業界にも働きかけをさせていただいたことがあります。ここが少し不勉強で簡単には説明がちょっとしっかりできないんですけども、JV、例えば今回で言いますと建築のAランクということになりますが、BランクとBランクをくっつけてAランクになるのかということ、これがAランクにならないんですね。AランクとBランクがくっついてAの仕事をするというふうなこととか、下請ではなくてJVなので対等であるとかということになるわけでした、建築に関しましては、かなりJV組むのも難しい状況というふうなところですよ。一番JV組んでいただいて力を発揮していただけるのかなというのは、例えば土木しか資格を持っていない業者が建築と組むことによって建築にも参加ができるという、こういうJVはかなり優位に働くのかなというふうなことで、ここを忘れないように、JVについてもいつも心がけて見ておきたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。ほか特にございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第117号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第117号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第2 一般質問

○議長（安部 重助君） 日程第2、一般質問であります。

町の一般事務について質問の通告を受けておりますので、ここで順次許可いたします。なお、議会運営基準第91条及び91条の2の規定により、質問は1要旨1問ごとに行い、質問方式は一問一答方式で行うこととし、議員1人につき質問、答弁合わせて60分以内となっております。60分を過ぎると、質問中、答弁中にかかわらず、議場内ブザーによりお知らせし、議長より発言をとめますので、御了承願います。

会議における議員の質問は、町政上の論点及び争点を明確にするために、一問一答方式で行うと議会基本条例第12条第1項において定めています。同条第2項では、質問の要旨、論点、争点を明確にするためのものに限り、町長等は、議長の許可を得て議員の質問に対して反問することができることと議員に反問できることを認めています。

また、同条第3項では、議員及び町長等は、限られた時間内で効率的に論議を深めるための心構えとして、発言に当たって要旨を簡潔に述べるよう努め、いたずらに時間を費やすことは慎まなければならないと定めています。いずれも会議の活性化を図るためのものでございますので、念のためここで申し添えておきます。よろしく願います。

それでは、一般質問に入ります。

通告順に従いまして、6番、廣納良幸議員を指名いたします。

廣納良幸議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 6番、廣納です。通告に従い、順次質問をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

まず最初に、台風17号、18号、秋雨前線等々で今回、三重県とか、そこらもあつたんですが、関東、東日本ですか、多大な被害が出て、亡くなられた方もおられるということで、心よりお悔やみを申し上げ、またお見舞いを申し上げる次第でございます。

今回は我が町の神河町にはそう大きな災害というか、そういうものはなかったんで、正直な話、手前みそですけれども、一応は安心しておりますが、6年、7年前に新田がやられ、南小田がやられというような大きな災害も経験しております。ですから、今回もお話を聞くと、鬼怒川ですか、今までこんなことは初めてだと言う方がたくさんおられるわけであって、いつ起こるかわらない状態になっておりますので、町長初め職員の皆様方は常に頭に置いていただいて、すぐ対処できて、避難等の指示、勧告等がおくれないように、また行政がたたかれますので、今も実際に15人の安否とか、そういうものでたたかれていますので、そういうことが一切ないように、どちらにしても行政もしくは我々に責任が及びます。ですから、それを肝に銘じて頑張っていたいただきたいと思います。

その意味も込めましてですが、今回は防災ではなく、防災もあるんですけど、防犯について初めにお伺いをいたします。

防犯対策についてということで1番目に、今も寝屋川やったかな、中学生2人、男の子と女の子が殺されて、何もわかってないけれども、防犯カメラ等でつなぐと、まず間違いないであろうというようなあれがあるんですけども、今、我が神河町においても、いろんな面で防犯が強化されなければならないような事犯も起こってきております。

最初に読み上げさせていただきますが、神河町並びに神崎郡内において空き巣等の犯罪事件、事犯が起きていると聞くと、状況はどうか。

安全・安心対策として、町内各区に最低二、三カ所、町費で防犯・監視カメラの設置を考えなければいけない時代、状況になってしまったと考えますが、どうですか。

3番目に、事犯等の発生時間帯が昼夜の関係性が少ないように聞くと、もし犯人と遭遇して死亡、傷害事件等に発展したら取り返しがつかない状態になるので、町行政としてどのように注意喚起等を実行し、また警察とどのような連携を実行されているのか。

4番目に、早急に取り組める対策は何があるのか。犯罪防止効果を上げ、抑止力効果を高めるためにも防犯・監視カメラ等の設置が、また今後に予定されている防災無線との相乗効果での神河町の安全・安心の一翼を担えるのではないかという考えですが、まずお聞きしているこの4点について、町長のお考えをお伺いをいたします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、廣納議員の御質問にお答えいたします。

防犯についての御質問をいただきましたので、最初に刑法犯の状況や犯罪環境について述べさせていただきます。

兵庫県警の資料によりますと、県下の刑法犯件数は平成14年の16万4,000件をピークに平成24年まで10年連続で減少しており、24年末時点で7万5,000件と、ピーク時の半数以下になっています。特に街頭犯罪、侵入犯罪はピークの6割以上減少をしております。しかし、ひったくりや振り込め詐欺、性犯罪など子供や女性、高齢者が被害者となる犯罪は多く発生しており、特に強制わいせつや振り込め詐欺、未成年者

への声かけ、つきまといなどの事案の多発やインターネット利用犯罪、違法ドラッグの若年層への拡大など、予断を許さない状況が続いており、中山間地域である神河町も例外ではございません。

神崎郡内の26年の犯罪件数というところを少し調べさせていただきますと、25件というふうに聞いているところでございます。前年比で言いますと8件の増というふうに福崎警察のほうから報告を受けているところであります。

次に、我が町にかかわる防犯組織とその状況についてお知らせをさせていただきます。

まず、町内の組織である福崎防犯協会神河支部は、各集落の区長から選出いただきました男性53名の防犯指導員と7つのブロックから選出された女性指導員7名の計60名で組織され、定期パトロール、ブロック別パトロール、広報車による啓発活動、夏まつりのパトロールなど、町内の防犯活動に尽力いただいています。

また、兵庫県が事務局である地域安全まちづくり推進員制度がありますが、これは各区長からの推薦により県の委嘱を受けられ、防犯の研修などを受けられ、地域で活躍いただくものであります。現在、町内で18名の方がおられます。また、ひょうご地域安全SOSキャッチ事業は、住民が日常生活の中で異変に気づいた際に匿名でも通報、相談できる事業ですが、地域安全まちづくり推進員には、このことに対する積極的な通報促進も期待をされています。

次に、寝屋川事件の報道に代表されるように、犯罪解決の糸口としてクローズアップされているのが防犯カメラの存在であります。我が町の防犯カメラ設置状況を申し上げますが、企業防犯グループに設置していただいたものが公立神崎総合病院前、ジュンテンドー前、寺前駐在所前のそれぞれの交差点等に3カ所、集落では3集落が公民館等に設置されています。集落設置の場合には、兵庫県から8万円の補助が支給され、残りは地元が負担されています。過去には、新野駅で器物損壊が相次いだことから、町が設置しています。

我が町のような中山間地域では、自動車を使った犯罪が想定をされ、犯人逃走防止や犯罪解決等には防犯カメラの設置は有効であると思われれます。今後、町が設置するケースと区が設置するケースの区分けの検討を行うことと、区が設置した場合の兵庫県の補助に随伴する町の補助制度の創出を検討したいと考えているところであります。

なお、学校の防犯カメラについての状況でございますが、神河中、神崎小学校、寺前小学校につきましては、このたびの移転新築、また大規模改造等によりまして設置をしているところでありまして、越知小学校と長谷小学校についてはライブカメラを設置をしているところでありまして、今後、防犯カメラの設置を検討する必要があると認識しております。

次に、警察との連携についてですが、車上荒らし等が多発した場合に、地元の派出所や福崎警察生活安全課から告知放送依頼があり、放送をしている状況であります。また、区独自でも、空き巣被害が連続した場合などに区長様が区内放送をされ、注意喚起され

ているとお聞きしております。

最後に、防災無線との相乗効果の件でございます。空き巣等の被害があった場合に、各戸に設置されている戸別受信機により従来どおり注意喚起の告知放送は受信ができます。屋外拡声機による放送は、火災や防災等の非常時に使用していく方向であります。犯罪に関連し、人命に影響がある場合などにも活用していきたいと考えているところであります。

以上、防犯対策についての答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） ありがとうございます。防災に関しては、平成24年5月1日やったかな。兵庫防災ネットに神河町が加入したんが24年の5月1日か何かじゃなかったかと思うんですが、防災に対しては。ですから、極端に言えば、ちょっと火事も頻発しましたけど、どこどこが火事いきましたということは、それにあわせておられる方は、情報は神河町からそういう意味で姫路消防から入った場合、一斉に流れるようにはなってると思うんです。皆さん入っておられるかどうかは知りませんが、私はそういうふう聞いたことがございます。要するに今でしたら、はっきり言うて、どこどこ北300メートルというような感じなんですけど、これ言わんほうがええかな。もうちょっと詳しく出るといようなことも、はっきり言うて、我々が聞いたって、どこら辺かなといような、地元の人が聞いて、もしかしたらあの家かもわからんといような程度やと思うんでね。これもいろいろ考えていただきたいとは思いますが。

この防犯ネットのほうも神河町版の防犯ネットなり、そういうものを発信できたら、発信してるところがありますので、ある程度の地域では受信しておられる方もおられます。というのが、どこどこで、いついつ何どきに女性生徒に声かけがあった、その特徴はこうこうこうだといようなあれが入るらしいんです。ですから、それを持っておられる方は一度に注意喚起できますので、子供さんに大丈夫かとか、そこら辺は大丈夫かとか声かけができますので、そういう意味でも、それ以上の要件を満たすようなあれで、全員で神河町の中の児童・生徒を命がけで守るために、生まれてくる赤ちゃんがこれだけ少ないのに、そういう事故等で、犯罪等でけがをされたり、もしくは死亡事故でも起きたら、それこそ取り返しがつかない一番大切な人材なんでね。神河町全体として守っていただきたい、このように前置きをしておきますけれども。

私もちょっと調べさせていただきました。このひょうご防犯ネットというところがあるんですね。それで、この9月の11、15、16だけですけれども、西脇市でやっぱり、兵庫県全体ですから、申しわけない。自転車で登校中の男子の足をいきなり蹴ったと。それで立ち去ったと。これ同日検挙されてます。宝塚市では、徒歩で下校中の女子児童に対しつきまとう。神戸北では、歩道で帰宅中の女子生徒に対しつきまとった後、先回りをし、待ち伏せし、声かけをして立ち去ったと。これが9月の16日にあったものでございます。その前の日には、加西市で自転車で下校中の女子生徒に対し、車で追

い回し、戻ったり追い越したりとを繰り返してつきまとったと。それと、飾磨では、徒歩で下校中の女子児童に対し、いわゆる下半身を露出したと。9月の11日ですけれども、戻って申しわけないんですけど、福崎町福田で自転車で帰宅中の男子児童に対し、後方から自転車でしつこくつきまとい、走り去ったと。

この子供に関する情報だけでも、16日で11件、15日は9件、14日は8件、1日から16日までは109件、兵庫県内であったと。児童だけです、児童・生徒。それで、痴漢、露出事件は73件、ひったくり事件は29件、これは16日までの警察発表です。町長とは若干違いますけど、私の調べたほうをちょっと述べさせていただきました。それと、子供に対する防犯発生状況で、西播ブロックといいましょうか、西播磨等々で8月18日現在では、発生状況は認知件数で175件、前回より、町長おっしゃいましたように17件減ってます。痴漢などのわいせつ事案、強姦、強制わいせつ、露出が71件で約41%、その他声かけ、つきまとい事案、暴行、不審者が104件で全体の59%となっております。

これの特徴的な傾向は、時間帯としては、痴漢などのわいせつ事案は児童や生徒の部活動終了時や塾、通い事の往復時間である午後5時から10時までの間に多発していると。声かけ、つきまとい事案は、児童や生徒の下校時間であり、午後3時から午後5時までの間に多発。地域別では、痴漢などのわいせつ事案は、姫路駅周辺、英賀保駅周辺、周辺路上、余部駅周辺で多発しており、西播ブロックでは18件、検挙または警告による解決していると。要するに全部わかってしまったわけです、皆さんの協力で。声かけ、つきまとい事案は、JR姫路の北部地域、山電の飾磨駅、山電白浜の宮周辺上において多発している。これは何かの意味があるんだと思います。こちらブロックでは18件、検挙または警告により解決はしておるといふこととございます。被害に遭いそうになった子供たちのための防犯ブザーを使用したものは2件のみと。やはり逃げてるんですね。防犯ブザーもよう鳴らさずに逃げてるといふことだろうと私は思います。

それで、次に、神河町における主な街頭犯罪、侵入犯罪、認知状態、平成26年の4月末で刑法犯罪総数は35件、平成27年7月末では36件、1件ふえております。それと、街頭犯罪、侵入犯罪は、26年が20件、27年が19件、路上強盗はありません。ひったくりもありません。車上狙いは、ともに4件ずつで増減なし。部品狙い、これはともに1件ずつ。自動車強盗、これは26年が5件ありましたが、27年は発生しておりません。オートバイ等のひったくり等も含めて、これはありません。それと、自転車泥棒ですかね、ともに3件、増減ありません。それで、空き巣が26年は1件、27年は3件、2件ふえております。忍び込みは、両方とも2件ずつあります。

兵庫県内の市町村で計50地域を対象とする犯罪発生率ランキングですけれども、1位、2位はやっぱり神戸、尼崎、4位までは尼崎ですね。神崎郡内においては、当町は36位、市川町は42位、福崎町は19位と。やっぱり福崎町はそういう交流的な人間が多いということで、人も多いということなのかなと思いますけど、ちなみに姫路市は

7位で、加西市は37位、朝来市は31位と、これがちょっと要するに人口比なのかどうかはわかりませんが、そういうふうになっているわけで、実際に起こっております。ですから、窃盗とか、そういうものを捕まえる意味でも、有効にはなると思うんですけど、やはり幼児、児童・生徒、高校生も含めて生徒、それらを守るためにも活用していただいて、プラスそういう防犯にも、いわゆる窃盗とか、そういう事案にも対応できるように、二、三台と言うておりますが、県から8万円なんで、これは1台しかできないのかどうかわかりませんが、新しくまた神河町でも考えていただきたいと思うんですが、これを踏まえて、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 防災ネット、それと防犯ネットの発言もございました。私ども、火災等発生時にメールにて受信ができる防災ネットですか、それを当然登録しておりますし、防犯ネットにつきましても登録をしております。火災発生時については、告知放送では、おっしゃるとおりです。どこどこ集会所北西何メートル付近ということのみですが、このメールによりますと、同じようにまず言いますが、その後に神河町寺前何番地付近ということまで記載ができますので、それによって少し場所がイメージできるということになっております。

防犯ネットにつきましては、兵庫県警のほうでそういったシステムを構築をしていただいているところでありまして、登録をすれば携帯、スマートフォンに情報が入ってくるというふうになっております。これらにつきましては、こういった情報収集の方法がありますということで啓発活動も行っているところでありまして、より担当課を中心に啓発活動をしてまいりたいというふうに考えるところでありまして。

また、1回目の答弁でも申し上げましたが、防犯カメラにつきましては、以前から県の助成制度があったわけですが、それに基づいて3集落において設置、学校については、これはまた町単独でやっております。また、福崎防犯協会におきまして企業防犯協力会の本当に協力をいただいて寄附をいただく中で、神河町のみならず、神崎郡3町において合計10カ所でしたか、防犯カメラを設置をしているところがございます。平成27年度におきましても、企業防犯協力会による寄附金が昨年度のもの繰越額として残っておりますのと、今年度においてもまた協力をいただきながら、追加設置をしていきたいということで、先日も福崎警察署長とお話もさせていただいたところがございます。隣の市川町につきましては、町独自の補助制度も条例化しているところがございます。神河町においても、そういった方向で考えていきたいという話は担当課としているところがございます。よろしくお願いたします。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 前向きに考えていただけるということなんで、当初申し上げましたとおり、最低二、三カ所と言いましたけれども、まずそしたら40集落、しんこうタウン、新しくできまして、あそこらあたりは貝野、寺野の間にある広大な地域

ですけれども、やはり子供たちがキャッキョッキョウという遊び回っているというような状態で、ああ、いいなど。今からあそこに入られる方がまた2人目、3人目とできたら、もっとにぎやかな町になるなど。町長が考えておられる、やはり若者に多く住んでいただいて人口をふやしていくという、今回の入札でもありました、若者に住んでいただいて、子供たちの声が聞こえてくるような、それは全体ならばいいんですけれども、全く聞こえない地域もあるんですけれども。そういう地域は、なおかつ違う意味での犯罪の抑止のためにもやはり最低1カ所はどこかに置いていただいて、あとは2台目、3台目は半分補助しましょうとか、3分の1しましょうとかいう前向きな姿勢で、最低二、三カ所は児童・生徒が通るような道も監視できるようなシステム、それを構築していただきたい。教育委員会でもおっしゃるとは思いますけれども、また後でお伺いしますけれども。

昔やったら、私らの小さいときやったら、畑にくわがある、そういう状態が1週間、10日、1カ月あっても、同じところであって、誰も持って帰らない。それよかもうちょっとええもん置いてとっても誰もとらない。今はどうか知りませんが、町長の川上とか上小田とか新田、作畑やったら、昔は鍵もせなんだと。家をあけるときの鍵をせんで出れたのになというふうな話をする時代があったのは、それこそ30年、40年前だと思うんです。ですから、犯罪に関しては都会と変わりません。はっきり言って、また残忍なあれが出てきましたよね。外国人が犯人ちゃうかいうような、立てこもってどうのこうの、はっきり言って、これはやばいけど、福崎町なんかは、悪いと言うてませんよ、外国人が多いなと思うんです。外国人が全部悪いわけじゃないですよ。間違えんように。その中で時々おられるから、はっきり言うて、自分らの同じ国の者同士で殺し合ったりとか、いろんな事例がありますよね。その中で巻き添えになったらえらいことですわ、夜に歩きよって。そういうことも大きく踏まえて、町長のこれからの指針として、防災にも防犯にも力を入れますという、そういう意気込みで、最初から3カ所、10カ所つけてくれと言うのと違うんで、とりあえず1カ所ずつつけて、これからどうしよう、ここも必要やないんやったら、区の皆さんで話し合っていていただいて、新しくつけていくということをまた次の28年、次の課題にして頭に入れておいていただきたいんですけれども、教育課としてどうですか。

○議長（安部 重助君） 教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 教育課としまして、学校の安全・安心という部分で少しお話をさせていただきたいと思います。

学校における保護者への連絡システムにつきましては、各学校で学校安心ネットというメールでの情報提供システムを持っております。声かけ事案等は年に二、三回あるかないかというところですが、通常は警報時の連絡でありますとか、学校行事等の連絡に主に使っておりますが、もし何かありましたら、先ほど出ておりました兵庫県の防犯ネット等の情報が入りますと、安心ネットをもって各保護者への連絡等もしておるところ

です。また、学校には県警ホットラインということで、何かあったときにボタンを押すと直接警察のほうに連絡が行くシステム等もございます。

そういう中で、教育委員会、学校、また警察、それ以外にも補導センター、補導員さん等の連携のもとに、これからも安全・安心な学校づくりに努めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 先ほど答弁しましたとおりでございます。この町独自の補助制度も新年度において何とか具体化を図っていきながら、安全づくりですか、その部分の強化をしてみたいという考えでございます。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 町長には新しい提案をし、前向きという意味での御返答がいただけましたので、担当課はもちろん、職員全体としてどうすればいいか。はっきり言って、職員の皆様も地元で暮らしておられるんやから、危ない場所、暗いところ、そういうもんはわかるはずですから、全庁挙げてこれを前向きに考えていただきたいと、このように思います。

それと、今、松田課長が答弁していただきましたけれども、要するに親、学校だけじゃなしに、地域、区長さんにもお願いして、どここのあそこら辺でこうこうありましたというような、要するに神河町全体という意識で、区長さんには申しわけないです。はっきり言って、たくさん仕事があるんであれやけども、やはりその中で老人会の皆さんとか、見守りもしていただけてますのでね、帰ってくる時。そしたら、子供の挨拶がようになったいうて言っていただけなんですわ。またようになったなど、またですわ。だから、こう波があるんよね、やっぱり。あるんやけど、ただいま、お帰りというような感じで、そのときに不審者を見るとか、いつもと違う人間を見るとかいうことも大切なわけですわ。私も、時々、あれ、どこの人間やろ、ナンバープレート見てみたいな、姫路やったら、ここら辺、近所かな。全部覚えとるわけちゃうからね。そやから、不自然なところにとまっとたら、やっぱりおっと思いますもんね。あれっというようなことが、小さなことから積み上げていったら、それこそ空き巣も、そういう事態も減ってくるんじゃないかと思うんです。

時代が時代やから、生活に困窮してかどうか、遊ぶお金が欲しいかどうか、これは推測できませんけれども、やはり犯罪行為に及ぶということは何かの原因があるんやから。未然に防ぐためにも、極端に言えば、こっち方面に防犯カメラあります、作動中。私、聞いたんですわ、地元の人に。どこにあるんですか、防犯カメラ。やっぱり意識しますから、どこにあるんですかいうて聞いたら、やっぱり効果あるやろって。ダミーでも大分あるらしいですわ。だから、今はつけておられると。だけど、昔は防犯カメラありだけで、やっぱりどこにあるんやろういうて探してしまうほど、挙動不審であればあるほど探す。家に犬がおったら、それを避けるとか、いろいろ言いますやんか。それは違う

問題であれやけども、町ができること、前もって予防、予防、予防、それができるところを町長が言っていたんで、来年度の予算に上げていただくということなんで、ぜひ課をまとめる副町長、いかがでしょうか。みんなに号令をかけていただけますでしょうか。

○議長（安部 重助君） 副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。カメラについては必要であるというようには認識しております。町長ともカメラ設置について積極的に進めていこうという協議をしておりますので、また予算を計上しましたときには、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 我々も含めて全員で防犯、防災はもちろんですけど、防災に努めていっていただけるとのことなんで、期待をしております。

では、次に、2つ目に入りたいと思います。2つ目は、町長懇談会の総括ですね。限られた時間に町長のお話を聞き、それで質疑応答等を受けて、地区地区ごとの要望なり考え方が出てきたと思うんです。まず読ませていただきます。

各区でまず町長の考えをお聞きいただき、いろいろな御意見が聞けたと思いますが、町長の思いは伝わったと考えるか。各区ごとの懸案事項はいろいろとあるが、大型事業が幾つもあり、いわゆる病院、ケーブルテレビ、神崎エリアの光ケーブル化、それと冒頭に町長が全区でおっしゃったスキー場等々のこれからの観光施策もめじろ押しでございます。少しずつでも御理解していただいて、これはというような手応えがあられたかどうか。感触、現時点の思いをお伺いをいたします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、2点目の御質問でございます。町長懇談会の総括についてであります。

その中の1つ目の質問、町長懇談会につきましては、ことしで6回目の開催となりましたが、5月13日から7月31日まで、全40区において開催をし、参加人数は昨年度より14名増の1,110人の皆様に御参加いただきました。改めて区長様初め関係者の皆様にお礼申し上げます。

本年度の懇談会は、報告事項として、1つ目、公立神崎総合病院の北館改築検討結果について、2つ目、峰山高原スキー場整備計画についてと平成27年度の重要施策の説明、そして開催テーマでありました人口対策と仕事の創出から考える魅力ある神河町を目指してということで、地域創生について御意見をいただいたわけです。

廣納議員御質問の大型事業についてでございますが、特に本年度は峰山高原スキー場整備計画につきまして多くの御意見を頂戴いたしました。そもそもスキー人口が減っている中で経営が成り立つのかといった御意見が多くありましたが、私のほうからは、一般的なイメージではなく、新聞報道や各種調査結果に基づくデータも説明をしながら、

スキー人口の動向、そしてまたこのたび提案いただきました企業の経営する近隣スキー場の経営状況などのデータに基づき、御説明させていただきました。

負の財産とならないようにといった御意見、絶対反対の御意見もございましたが、ぜひ成功を、峰山高原スキー場の繁栄だけでなく、町内にその経済効果が波及する取り組みを、冬だけでなく四季を通じた経営で収入増をとといった提案や賛成意見もたくさんいただいたところでございます。改めてスキー場建設を初め、町の重点事業について、現時点での私の思いは十分伝えることができたと考えておりますし、一定の御理解はいただいているものと考えています。

以上、1つ目の答弁とさせていただきますと思います。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 総括ということで町長の思いをお伺いし、今後の町運営にどう生かしていくか、取り組んでいくかという姿勢がお伺いできると思うんです。ですから、最初に申し上げたとおり、地域によっては、町長に大いに頑張っていただきたい。地域創生の元年でもあるし、要するに企業を誘致して働ける場所をつくっていただきたい。限界集落とか、そういうふうにも、はっきり言って神河町も高い位置にいるわけですけども、病院はこれは必ず、新築を断念して、北館にシフトするわけですから、これは今まで以上の機能を持ち合わせていただかなければならないし、医者確保の意味でも先生方とよく相談をしていただいて、充実した科運営といたしまししょうか、外来科の運営をお願いしたい。

もう10年もすれば結構な方が一応退職というような感じになってしまうわけですけども、10年、15年すると、前、事務長がおっしゃってましたが、新しいサイクルに入るので、少し医者の流れもよくなるかなというような思いはあるんですけども、現実として神河町にあの病院はなくてはならないという位置づけなので、それはもう十二分に考えていただいて、今のうちによく練っていただいて、予算の範囲内で最高のものを、少しぐらい出るんやったら、みんなで何とか頑張ろうやいうぐらいに熱意を持って、ある程度のしんどいことはみんなで分け合うたら済むやないかいうぐらいに、それは病院をいらうのを反対、何にしても反対、山名町長が言うこと全部反対、それはおられます、中には。はっきり言うて。そやけど、ごくまれな人ですわ、言うてくるのは。この人やったら言うやろなど。そうですか、そうですかと。また理解をいただいて、何とか協力していただけないでしょうか、よろしく願います、また何かあったら言うてくださいと言いながら、我々も半分PRして回るとのと一緒ですからね。

議員の中には、いや、あれはだめなんですわ、極端に言えばスキー場はだめですよ、皆さん、あれは反対しまししょうと言われる方もおられるやろうと。これは想像ですけど。はっきり言って、そういう難しい問題、要するにスキー場なんか遊び場やないかと、そんな冬にわざわざ遠いところから来るかいやと。私、前に申し上げました。市川でできますか、福崎でできますかですわ。雪の降るのは上限ですわ。奥に行ったらもっと降る

んですから。だけど、雪がある程度多いのは神河町まで、峰山まで。その期間中あるかどうかが問題であって、それをどういうふうクリアしていくかということも結構我々も言わせていただくけども、やっぱりそれなりの知識がないんで、なぜつくるんですわということとは言えませんので、そういうことを踏まえて、またそういう時期に来たら、それこそ今調べてますから、その結果が出たら、また新しくスキー場をつくるとは決まてませんから、まず環境にどう影響するのか調べて、それを土台にして、そこからまた一からスタートですから。そのときに、あなた、いろんな御意見くださいというくらい言うてますけど、これは私個人の意見ですけども、何とか前へ進むようにやっていただきたい。

その前提は何かと言うと、地元の方の雇用です。よそから連れてくるんじゃなしに、上小田、南小田、川上から遠いから行かれないのかもわかりませんが、要するに砥峰から峰山に通ってる道、あれははっきり言うて、私、ふと思うたんですけど、大学のスキー部か何かで競技がありますやんか。こうして棒があつと歩くやつ、しんどいやつ。あんなことようするなと思いますけど、合宿所にはいいんじゃないですか、違う意味で。峰山のほうへ泊まっていたら、合宿して、それこそあそこへ行って帰ってこい言うぐらいに。今ふっと思いました。私、ええこと言いますね。いやいや、そうですよ。ひらめきからですよ、やっぱり。いろんな使い方ができますよ言うてアピールせんとあきません。どういう結果が出るかは町民の意見を聞いて、やっぱりあかなんだらやめなしゃあないんやから、これは。

だから、それも踏まえて大型の事業があるんで、町長はよくよく住民の方、地域の方と話し合っていたら、地域だけの悩みがあったはずなんです。ここにはここ、ここにはこんな問題がある。だから、それをどういうふう整合性をつけていくか。また待ってください。またこのことはちょっと二、三年待ってくださいではあきません。今までずっと待ってるんですから。やっとやっていただいて、舗装ができたり、今、橋をいらっていただいたりしてます。そういう意味で、地域差があったと思うんです。だから、全体で見なあかんのやけど、地域的にはやっぱりある程度の予算があるんで、よく説明をしていただいて、そこの地域の住民の方とよく膝を突き合わせて、副町長も一緒ですけど、そういうことをやっていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 大型事業であります病院の北館改築、そしてまた今、環境調査を進めている峰山高原における人工降雪機を活用したスキー場の建設、それらについては、先ほど申し上げたとおりでございます。いろいろな意見があります。しかし、私は、一番重要なのは、実際どうなのかというか、現実をしっかりと捉えて、裏づけをとって、そして町民に負担をかけないで、極力かけずに新しい雇用を生み出していく、町が元気になっていく、そういった事業をどんどん進めていきたいなど。そこには行政だけではできない、そしてまた企業だけでもできない。したがって、企業と行政、それこそ産、

官、そしてまた学、いわゆる地方創生だというふうに捉えているところであります。

今回で6回目となりました懇談会であります。やはり神河町、3つのエリアがございます。越知川エリア、そして銀の馬車道、また高原エリアとなっております。それぞれ特徴があるわけでありまして。一般的にライフライン、基盤整備という部分で申し上げますと、やはりおこなっている部分は越知川エリアでございます。越知谷小学校以北の県道、そして町道作畑・新田線についての将来的な展望というところは、常に要望として上がってきております。県道については、兵庫県に対し、社会基盤整備プログラムにしっかりとのせていただく中で整備を進め、そしてまた、あれは1億円以上の事業になっておりますので、1億円以下の部分については随時予算をとっていきながら、まずは全面改良という県道改良にはなりません、部分改良含めて、今後も引き続きやっていこうと。町道作畑・新田線については、これは辺地対策事業を活用していきながら、何とか2車線とはいかないまでも、今より以上の道路環境をつくっていきたいというふうに考えているところであります。

そのほか、越知川についての危険箇所の改良工事というのは毎年出てくるところであります。大山エリアにつきましたら、吉富―大山間における県道の歩道の設置というところが毎回上がってきているところであります。そして、この高原エリアで申し上げますと、今回はスキー場という部分について多くの意見をいただいたところでございます。道路改良、県道改良の部分については、一応整備が終わっているという状況であろうと思います。そのほか、ちょうどこの粟賀ブロックといいますか、柏尾―福本間の県道についても既に県道改良は終わっているんですけども、現状を捉えて、何とか自歩道の整備をお願いしたいという要望も毎年上がってきているところであります。そういうところを地域ごとの特徴的なものを私自身把握しているところでありますので、今後、そういった部分にお答えができるように取り組んでまいりたいというふうに考えるところであります。以上です。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 町道の要するに柏尾・貝野線が残っていると、県道に昇格そんなんは、はっきり言って、昇格してもたええですよ。ええですけど、道幅もきちりあり、あそこは50キロなんですよ。寺野区、貝野区、柏尾区にしてもそうなんですけど、あそこを40にしてくれというぐらい車が頻発に通って、はっきり言うて道も傷んでるところがあります。ですけれども、歩道があって、あの道幅があって、何でも全部町内でできておったら、県道にしてくれ、もっとようしてくれと言いますが、できてない今、町長がおっしゃった、それこそ越知から北、はっきり言うて越知の小学校を越えたら、早くはあの道をもう少し川沿いに抜けて新しい道をつけるというのが私、10何年前に議員させていただいたときに、県会へ行かれてた方からいろいろ聞いて、とりあえずここまでしか確約できへんというのは、やっていただいておりますよね、きちり。そこから奥はどうかいうたら、全く狭い。それこそ大河内エリアの方が頻繁に通っ

ておられるんやったら、あの狭さはわかると思うんです。

ですけど、ある方がおっしゃったのは、神崎エリアは、病院からあの道何や、あんな大きな歩道までつけて、大河内エリアは、そんな大きな歩道もないし、ええ道違うぞと怒られた方がおったと。待ってほしいと。ちょっと反論したかったけど、そうですねと、そこから奥へ行ってくださいと言いたかったけど、チャックしましたけど。だから、みんながみんな知らないわけですね。だから、私も、上小田の狭いところ、南小田の狭いところをいろいろ選挙で通るぐらいやから、大体ちっちゃい道は行ってますけど、わあ狭いな、回りにくいなと思いつつ、大きな道があるんやからまだよしと、これも県道やと。今、町長がおっしゃった町道のいわゆる作畑・新田線、あれもある程度は道幅があるんで、越知とか大畑も一部逃げられるところはあるんですけど、一部ちょっと危ないところがありますんでね。結構私も何回も言いますけど、奥から来られる方、若い方でも、その時間帯にはあない思うとってんか知らんけど、ぱっとある程度の速さで来られるから、私らもどきっとするぐらい左に寄らんと怖い、朝晩の通勤時間帯にね。だから、事故が起こらないように、みんな注意して行かれてると思いますけど、あの狭いところは何とかしていただきたい、まず。それは要望として、もう何年も何年も前から出てるはずですから、それはまたくみ上げて、よう協議していただいて、用地買収やったら地主さんによく頼んでいただいて、してあげていただきたい。

黒川新田線、残ってます。水谷線は多可町を抜けました。これは町長、何回も申します。町長のおかげです。黒川新田線、残ってます。ちょうど林道になりますけども、あれ生野とうまいことつなげたら、違う意味でまた活性化、新田ふるさと村が活性する、グリーンエコーが活性化できる。病院に来られてる方も、遠回りしてわざわざ来られて、買い物されて、また帰ってると。そういうことを踏まえたら、病院のためにもええちゃうかと、いろいろ考えますので、即答は結構なんで、頭に入れておいてください。ですから、場所場所によって違うんで、これはよくその方の意見を聞いていただいて、実行していただきたい。できるところから、町長お願いしたいんです。どうですか。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 基盤整備の部分について、特に越知谷小学校以北、特に作畑・新田線、町道の改修という部分について、これは毎回廣納議員のほうからも質問をいただいているところでございまして、やはり一番整備がおくれているところがそのエリアであるというふうに私も認識しているところであります。神河町全域にわたってバランスのとれた整備をやっぱりやっていかなければいけないという考えのもとに、今後も取り組んでまいります。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） はっきり言って町民の方々は忍耐強い方ばかりで、ある程度の町長が申される計画にみんな努力してついていこう、何とか協力しよう。整備はちょっと待ってくださいと言うたら、待っていただいているというようなところがあ

りますので、それをやっぱり酌んでいただかないと。肌でわかると思うんですわ、どんな協力をしていただいているということは。ですから、それを踏まえて、声の高いほう、威圧感の強いほうから直すとか、そんなことがあっては絶対いけませんよ。声なくして我慢していただいているところから少しずつでも直していくという意識を持っておいください。役場は文句言うたら、すぐしてくれたがえ。ちょっと大きな声上げたら、すぐしてくれたがえ。そんな声は昔聞きました。今は皆さん、意識を持ってやっていただいとるから大丈夫だと思っんです。昔は聞きました。よし、わしが言うていったる、役場行って文句言うていったる。私の若いときは聞きました。ですから、今はないんで、平等に神河町として、町長、全部に取り組んでください。お願いします。

時間がないんですけれども、3番目に一応上げておりますので、広域行政について答弁を町長、できましたら。というのが、広域行政は余り多く質問できないというような絡みがあるんですけど、転換期に来てると思っんです。市川町も町長がかわられた。福崎もかわられる。また、違う意味での神崎郡がスタートするんじゃないかと。その中で一番経験のある山名町長ですので、思いがあれば、とりあえず述べていただけますか。

○議長（安部 重助君） 廣納議員、2の2の回答がまだ町長から出てないと思っんですけど、よろしいですか、それで。

○議員（6番 廣納 良幸君） いいです。時間がないから。

○議長（安部 重助君） 3番に飛ぶんですか。

○議員（6番 廣納 良幸君） 3番に飛びます。済みません、申しわけなかったです。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、広域行政についての考え方でございます。

質問の1つ目、北部行政事務組合で処理をしています福本区内の中播北部クリーンセンターの次期計画についてであります。

御存じのとおり、中播北部クリーンセンターは、福本区との覚書により設置から15年間で施設を撤去することになっているわけです。北部行政事務組合を構成している神河町と市川町、中播北部クリーンセンターの三者で次期計画について協議を重ねてきた結果、くれさか環境事務組合への事務委託でかじを切ることとし、平成24年11月13日にくれさか環境事務組合の管理者である福崎町長及び姫路市長宛、さらに管理者である福崎町長宛に公文書で申し入れを送付いたしました。

くれさかクリーンセンターへの委託に絞ったのは、くれさかクリーンセンターが延命工事をするという予定があり、今後、北部2町のごみの受け入れをするだけの能力はあるので、委託されたらどうかという嶋田管理者のほうからのお話があったわけでありませう。その中で、地理的にも行政的にも、つき合いの深い姫路市というのが理由でございます。延命工事は是非をめぐりまして、くれさか環境事務組合内では何回も協議をさてまいりましたが、平成26年10月には延命工事はしないということが方針決定されたわけでありませう。姫路市では、夢前町に予定されておりました産業廃棄物処理施設の問題

と平成27年5月の姫路市長選がございましたので、姫路市環境局からは、市長選挙後の協議がベターであろうという……。

○議長（安部 重助君） 残念ながらここで時間が切れましたので、町長の答弁、申しわけございませんが、ここでストップいたします。

○議員（6番 廣納 良幸君） ありがとうございます。また再度聞きます。

○議長（安部 重助君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時ちょうどといたします。

午前10時40分休憩

午前11時00分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

ここで、一般質問に入る前に、町長より先ほど廣納議員に対しての答弁の中で、発言の訂正があるということで申し入れがございましたので、ここで許可いたします。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 先ほど廣納議員の質問の中で、私、基盤整備の関係で越知小学校以北という表現をさせていただきました。正しくは越知谷小学校でございます。訂正し、おわびを申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） それでは、一般質問に入ります。

次に、小林和男議員を指名いたします。

小林和男議員。

○議員（10番 小林 和男君） 10番、小林です。本日は、健康の出前指導についての質問をします。

神河町地域包括支援システムの捉え方として、1、住まい、2、医療、3、介護、4、予防、5、生活支援と5つの構成要素が示されています。これらの重要な要素が互いに連携しながら、有機的な関係を保ちながら運営が計画されております。このような施策で町民の老後を支え合っていく介護保険制度の神河町における状況として、今年度、平成27年度を境にして第1号被保険者（65歳以上の支えられている人）が3,933人に対して、第2号被保険者（40歳から64歳以下の支えている人）が3,688人と逆転します。今までは介護を多くの人で少ない介護者を支えていましたが、これからは少ない人で多くの介護者を支えることとなります。このことは今後の介護保険料の高騰につながり、地域創生のマイナス要因にカウントされ、町の過疎化に拍車がかかることが心配されます。

日本人の平均寿命は、女性は世界第1位の86歳で、男性が世界第3位の80歳に対して、介護なしで生活できる健康寿命は、女性は74歳で、男性は71歳の統計が発表されております。平均寿命と健康寿命の差は、女性が12年で、男性が9年となっております。

男女の格差平均の10年余りの長期間を介護保険制度に支えられていると言われてい
ます。次に、介護保険に認定される原因の1位は、運動器障害である。転倒による骨折が
25%で、2位が脳卒中の18.5%で、3位は認知症の15.8%が上げられています。
そして、転倒の原因には、筋力が低下したための悪影響として、1、つまずきやすくな
る。2、バランス能力が低下する。3、骨が弱くなるが上げられています。このような
状況を踏まえ、介護に支えられている10年間を短縮させるために、介護の第1位に上
げられている要因の転倒防止対策として、筋肉を鍛え、予防するために筋肉を鍛える運
動をしなければなりません。

そこで、全国各地の自治体では、いろいろな取り組みをされております。例えば先日、
議会で合同研修を行いました多可町では、敬老の日の発祥地として敬老の歌として介護
予防「きっとありがとう」体操に取り組まれております。孫たちがおじいちゃん、おば
あちゃんを敬い、感謝している、「ありがとう、長生きしてね」と優しい声で歌う。そ
のリズムに乗せてつくられた介護予防体操は、高齢者にあわせたゆっくりとした簡単体
操でした。歌の癒し効果と体操による運動の相乗効果が期待されることから、DVDを
つくり、普及啓発に取り組まれています。

また、静岡県川根本町では、住民の半数が65歳以上の高齢化の町の取り組みとして、
町の保健師さんが高齢者の家庭を訪問し、寝ころんだままでできる簡単なストレッチや
座ったままでできる簡単なストレッチ、はった状態で右手、左足を上げ、また左手、右
足を交互に上げる筋トレ運動を指導した結果、90歳の男性老人がつえを手放し、日常
生活を取り戻したという報道番組もありました。

神河町では、既に「こつこつ貯筋体操」と「元気や脳教室」や「てくてく教室」、そ
のほかにもいろいろ独自の取り組みがなされて、一定の成果が出ていることと思います。
また、日ごろラジオ体操の放送が流れますと、つい自然に体が動き出します。ケーブル
テレビでは、古田先生の体操番組も放映されておりますし、教室に通われておられる方
は、古田先生への信頼度は高く、人気上々です。このような取り組みの成果は今後大き
くあらわれてくるので、期待できることと思います。

このような状況を踏まえた上での質問ですが、もう一步踏み込んで、健康の出前指導
として静岡県の川根本町で取り組んでいるような、運動教室に参加できなくて自宅に引
きこもっている人を対象に保健師さんが高齢者の家庭を訪問し、寝ころんだままででき
る簡単なストレッチや座ったままでできる筋トレ運動を指導してはどうでしょうか。

また、隣町の多可町で取り組んでいる敬老の歌体操も、神河町で取り入れて広めれば
よいと思うし、やがて近隣市町へと全国的な運動に展開できないものか。そして、教室
に自分で参加できない人々をターゲットにした訪問指導やミニデイ会場に出向いて出前
教室等を今以上に充実できないか。このような取り組みが健康寿命を引き延ばし、高齢
者の生活の質を高め、健康長寿の神河町、健康保険や介護保険料金が安く、住みやすい
幸せの町として地域創生につながる近道と思いますが、いかがでしょうか、御答弁をお

願います。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小林議員の御質問にお答えいたします。

小林議員が全国的な要介護となる要因について先ほど述べられましたが、当町の平成26年度の介護保険新規申請者の申請理由の第1位は認知症が20%、第2位は転倒骨折14.6%、第3位は関節症11.4%となっています。したがって、地域包括支援センターは、認知症予防、タッチパネルによる早期発見と転倒しにくい、そしてまた転倒しても寝たきりにならない体づくりに力を注いでいるところでございます。

当町では、小林議員が説明していただいたように、健康運動指導士の古田裕子先生の指導のもと、住民の皆さんへの指導はもとより運動の機会をふやせるよう、住民ボランティアの育成を実施しておりまして、地域での体操教室を運営しています。その効果があり、こつこつ貯筋教室について平成26年度は延べ54回、実人員280名、延べ1,491名の参加がありました。

また、現在、教室に参加しにくい人や住民が自宅で体操できるよう、ケーブルテレビで放映し、自宅で体操されている方もたくさんおられますし、各地域の老人クラブ40クラブやミニデイ35グループの代表者、元気づくりサポーター約20名のスタッフに、こつこつ貯筋体操のDVDを配布をし、集落での集まる機会を利用して体操ができる環境をつくっているところであります。

こうした集まる機会については、介護保険法改正に伴う介護予防・生活支援事業や地域包括ケアシステムの重要な一端を担うことから、老人クラブ連合会では現在、集いの場づくり事業に取り組むべく、8月末に計4回、延べ150名参加のワークショップを開くなどして取り組んでいます。また、告知放送でのラジオ体操も、事業所や自宅でされている方も多いように聞いております。チャレンジデーの取り組みから朝のラジオ体操へと健康予防の意識化とともに、体操も定着しつつあります。

小林議員からの御提案では、保健師が希望される方へ出前で個別に筋トレ指導ができないかということでございますが、通常実施している戸別訪問をさらに効率的に進めるためにも、ミニデイの出前講座や老人クラブを対象に地区巡回教室を実施することにより、さらに健康づくり、予防活動の取り組みを広げてまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 我が町は、いろんな取り組みがなされて、先進的でいい方向に進んでいると思います。ですから、教室に通われる方は、自分で運転して自分が移動できて、そういった関心がある人みずから進んで来る方やから、きっとこれは将来大きな成果が出ると思います。これはいいことだと思います。ところが、家から出たくないというふうな、また会場に行きたくても行く手段を持ってないというふうな方ですね、

そういった方にもう一步手を差し伸べたらどうかというふうなことなんですけども、今の答弁では、ミニデイの指導者に、こつこつ体操とか、いろんなノウハウを習得してもらって、それでミニデイ自体をそういった健康教室に改編していくというふうな、そういった方向性が見えたんですけども、それも今までから見ると数段にすぐれていいことだと思います。

ところが、自宅で引きこもっている方には差し伸べるという思いは見えなかったことと、それからもう1点、隣町で取り組んでいる介護予防「きつとありがとう」体操をこの神河町でも実施できないかということを経験に上げたと思うんですが、その答弁をいただいておりますので、そこら辺をもう一度御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） もう少し説明をしておけばよかったと思うんですが、個別に筋トレ指導ができないかという点について、私のほうからは、通常実施している戸別訪問をさらに効率的に進めるためにという答弁をさせていただきました。細かい部分までといいますか、具体的な表現ができていないんですが、通常実施している戸別訪問、そこに簡単な運動であるとか、そういうことは実施しているというふうに私も聞いておりますので、それはそれとして取り組みながら、さらにミニデイ等も、出前講座等も積極的に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

それと、多可町で取り組まれている部分についてでございますが、神河町は既にラジオ体操というところから今広げているところでございまして、今のところ多可町が取り組んでいるDVD等を活用して神河町も取り組むという、そういうところにまでは今至っていないというところで、神河町としては、今取り組んでいるところをさらに広げていきたいなというふうに思っているところであります。おっしゃられるように、一番問題なのは、外に出られない、家にいらっしゃる高齢者の方、要介護の方々をどう元気にしていくかというのが重要であるということとは十分認識しているところでございます。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 今のお言葉では、既に個人訪問、介護保険の適用を受けてる方に指導をしているというふうに受けとめたんですけども、介護保険にお世話になる前の引きこもりの老人ですね、そういった方にも手を差し伸べていただけないかというのが私の思いなんですけども。それと、私の全国平均のデータはテレビ番組で得た情報なので、我が町の実態と違っていたということで、認知症が1位というふうなお答えだったんですけども、認知症にしたらって転倒にしたらって、どちらにしても、そういった要因は潰していかなとだめということなんですけども。認知症予防に効果があるという、タッチパネル式で早期発見というふうなことが言われてますけども、簡単な日常生活で認知症予防の効果があると報道されておりますのが、30回以上よくかんで食事をするという、一口30回以上食べる、食べるたびに30回数えて、かみ砕いて飲み込むというふうなこと、それはもう昔からずっと言われてることなんですけども、最近、そういっ

たことがまた見直されて、大きく報道されております。

かむということは、かむときに唾液が出ます。アミラーゼというでん粉を分解する物質なんですけども、それを出そうという信号が脳から来ておりまして、脳とかむ、そしゃくということがすごく密接に連携しているという結果報告が出ております。ですから、そのアミラーゼを出すという作用の信号のときに、脳細胞の老廃物であるアミロイドペーターが血管に送られて、脳からアミロイドペーターが、老廃物が血管に送られて脳がすっきりとするという、それが認知症予防につながるという結果報告が出ております。何もお金も要らないし、ただ食事をゆっくりとかんで、30回以上かむことによって健康、また脳が活性化するので、子供の成績も、朝、朝食をゆっくりようかんで食べると勉強が頭によく入るといふような報告も出ておりますので、いろんなことで健康につながる。

また、そのほかにもまだ食事なんかもいろいろあるんです。食事は今回通告しておりませんので、また次の機会で食事についての質問をしますけど。ただ、認知症が1位であるのであれば、よくかんで食べるというふうなことをケーブルテレビとか、そういったことで町内全員がそのように健康づくりにつながってすれば健康も増進しますし、認知症も、介護保険も安くなると、いろんなことでいいことばっかしにつながっていきますので、その辺のところをお伺いいたします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 神河町の実態については認知症が第1位やということを単純に言ったまででございまして、全国平均と神河町が違うんだというところを強調して答弁をしたということではございません。ですから、認知症になった原因というのがどこにあるのかと。それをずっとたどっていけば、実は転倒骨折から始まったんだよというふうなことも十分あろうかというふうに思うところがございます。したがって、やはりいろいろな提案を毎回いただいておりますので、そういった提案を私どもは真摯に受けとめて、今進めている介護予防、健康増進というものをさらに発展をさせるために何をすべきなのかというところを常に前向きに捉えて取り組んでいきたいなというふうに考えているところであります。

ただし、神河町が現在取り組んでいるいろんな教室は他町にはない独自の取り組みであるというふうに私も思っておりまして、決して他町におくれをとっているということではなく、先進的にやっているというふうに自負しているところがございます。職員も一生懸命頑張っていると。いろんな提案も受けているわけでもございまして、私のほうからは健康増進に関することはどんどん、いろいろと提案を上げて予算化しようではないかというふうに常に健康福祉課のほうには言っているところでもございます。小林議員のいろんな提案を今後の政策に生かしていければというふうに常に思っているところでもございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 通告にはなかったことなんですけども、よくかんで食べるというふうな運動のまた研究をしていただきたいと思うのが1つと、もう1点、隣の多可町でやっている介護予防「きっとありがとう」健康体操というやつね、それ議会は研修で行ってDVDをもらってきたんですけども、そのDVDは見られましたか。もし見られておれば、その感想をお聞かせください。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私は、多可町で取り組まれているDVDについては見ていないわけでございます。NHKのほうで、静岡県取り組みにつきましては見させていただいたところでもあります。ああいうきめの細かい取り組みをするというのは、行政にとって非常に重要だなというふうに思っているところです。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長、答弁何かありますか。
健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。先ほどからの御質問の中で、多可町のような「きっとありがとう」体操みたいなのを神河町ではつくる予定はないのかという御質問なんですけれども、今、計画中なんです、実は。まだ具体的にはしてませんが、27年度、28年度、ケーブルテレビがこれまでの一般的な、ハイビジョンに対して普通の昔ながらの形で、ハイビジョンでなかったことから、ハイビジョンになりました。それで、前のこつこつ体操がハイビジョンではない状態で録画されてますので、27年、28年を目標に、また古田先生に講師になっていただいて体操を開発しようという方向で包括支援センター等が今考えてるところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 今、課長、新しい健康体操をつくるという計画、思いがあるというふうにおっしゃったんですけども、つくるのもいいですけども、多可町のDVDをまた議長の承諾を得て、そちらへお渡ししますので、1回見てもらって、敬老の日というのは多可町の八千代区が発祥の地でありまして、その発祥の地が思いを込めてつくったものであって、今、全国規模で国民の休日として敬老の日というような休日になっております。ですから、隣の町にいいものがある、それは著作権の問題がありますが、いいよと言われれば、それを流用させてもらって、同じ方向で健康づくりに利用できたら、つくるコストも何も要らず、敬老の思いも伝わるし、一石二鳥じゃないかと思えます。また、この間いただいてきたやつを議会の承諾を得て、またそちらへお返ししたいと思えますので、参考にしてほしいと思えます。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。一度また、うちの包括支援センターの日野保健師が中心となってるんですけども、一度見せていただいたり、また古田先生にもそれを見ていただいて、いいところはまねをしたりする方

向で、もしそういう新しいDVDをつくる方向であれば参考にさせていただきたいなど、このように思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 私の意とするところは大体伝わったと思います。今のよくかんで食べるというふうな私は思いを持ってるんですけども、これは通告になかったことなので、もしかそれに対する取り組んでみようという思いがあるようでしたら、どなたか御答弁いただきたいんですけども。

○議長（安部 重助君） あえて。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 先ほど答弁させていただきましたように、いろいろな提案をいただいています。いろんな提案については受けとめさせていただいて、活用できるところはどんどん活用させていただいて、それが結果、健康寿命ということで日本一になればというぐらいの強い思いでやっていきたいということでございます。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 私の思いは一応十分に伝わったように思いますので、このたびの質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（安部 重助君） 以上で小林和男議員の一般質問が終わりました。

.....
○議長（安部 重助君） 次に、9番、三谷克巳議員を指名いたします。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。それでは、通告に基づきまして農業振興・農地保全対策事業について質問をいたしたいと思います。この内容につきましては、去年の9月定例会でも国の農政改革を受けての農業施策について質問をいたしたところでございますが、再度、町の農業政策、また農業振興対策事業について質問をいたしたいと思います。

御承知のとおり、神河町は1次産業を基幹産業として発展した町でありますから、この1次産業が発展しなければ町の発展はないかと私も思ってますし、町長自身もそのような発言をされているところです。また、地域創生と昨今言われてますが、地域創生の基本は、地域資源を活用していくことであるというような話もよく聞くところでございますが、つまり神河町は1次産業が元気でなければ町は再生をしないではないかと私自身は思っておりますので、そのような考え方の中で今回、質問をしていきたいと思えます。

神河町の山林、農地ですね、これは町の重要な地域資源でありますし、これは景観形成や、それから災害の防止としての機能を持っています。これらを有効に活用していくことが、また保全していくことが町の振興につながるとも考えてます。しかしながら、神河町の農業経営の現状を見ますと、人口減や高齢化によって担い手の確保が喫緊の課

題になっているという状況です。また、昨今の農政改革では、経営の安定を求めることから効率化、それから採算性が目指されておりまして、山間部の労力負担が大きい、また採算性の低い農地は保全すら困難になっているという状況でありまして、農業の衰退が危惧されています。これらの対策、農業振興対策なり保全対策を実施していくことが私自身は非常に大事であるというように考えております。

前回の質問のときにも言いましたが、神河町は非常に広いので、地域の地理的条件、また社会的条件が非常に異なっておりますので、農業政策についても画一的なものではなく、地域の実情に応じた対策事業を考えていく必要があるのではないかと考えておるところでございます。今回は、山間部におけますところの施策の質問でございました。その際の答弁では、町独自の農業振興事業の展開は必要であるとのことでしたが、その後の取り組み状況の内容についてお尋ねをしたいと思います。

また、近年は地域創生という中で、地域創生のキーワードとしては、まち・ひと・しごとということが一つのキーワードになってるわけです。仕事の中には農林業の振興という視点もあるわけですが、やはりこういう視点の中で一つ、まち・ひと・しごとの中に物という農業施設というんですか、農業資源ですね、これを加える中で、このようにしっかりと総合戦略というんですか、その中で位置づけて、それを実行していくことが神河町の地域創生にもつながっていくんじゃないかと思いますが、そういうふうな観点の中からも神河町全体の農業政策をどのように考えてるか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、三谷議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、昨年の質問に対する回答についてであります。私のほうからは、我が町には山間部の生産性が低く、作業効率の悪い、労働負担の多い農地も数多く存在します。中山間地域の直接支払い制度に継続して取り組みたくても、人口、年齢構成から取り組めないようになってしまう可能性もあると思いますので、神河町地域農業再生協議会や農会長会議を通じて、主食用の水稻の生産や非主食用の水稻の生産、転作としての畑作物の生産について、国の交付金事業としての経営所得安定対策や農地中間管理機構制度等を最大限に活用していきながら、農業生産を実施する方法について引き続き協議してまいります。

あわせて、国の統一的な考え方では神河町にとって不向きであろうと思われる場所等については、町独自の農業振興事業を展開する必要があるという点も踏まえ、神河町地域農業再生協議会においても高齢化、担い手不足に対応するための地域農業再生計画に基づくビジョンづくりを進めておりますが、この中でも協議を進め、具体化を図ってまいりたい、議員御指摘の意見交換できるシステムづくりを進めてまいりたいというふうに私、答弁をさせていただいたわけであります。

それ以降の地域農業再生協議会につきましては、10月、1月、そして本年この4月と開催をしております。1月は、米の生産調整に係る協議で終始した状況でありま

して、10月には、町全体としての農業を考えることが必要であるとの認識では一致をいたしたところでありますが、飼料用米や粹外の酒米等の水稲作、薬用作物ということでドクダミなどの栽培等の話は出るものの、具体的な作付面積に及ぶ取り組みまでは話が及んでおりません。

一方、人・農地プランの中で、地区ごとの話し合いは進められておまして、長谷地区では、農会レベルの話し合いの中で稲作の後継者対策問題が、また越知谷地区では、営農組織として地区全体として考えていくべきとの方向で進められているのが現状であります。小田原地区につきましては、話し合いの設定までには至っておりませんが、各地区で法人化による取り組みを研究していただいている状況であります。このように大きく具体化が進められたという状況にはありませんが、それぞれの地域で山間部の生産性が低く、作業効率の悪い、労働負担の多い農地現状の共有が進められつつあるという点では、これからが出発点であると考えているところでございます。

特色ある農産物や生産方法の導入については、その土地の地理的条件や労働力等を考慮しながら、現在、サンショウ、自然薯、そしてドクダミ等の薬用作物の生産推進を引き続き図っているところでありますが、特色ある安定した農産物の生産というところにはまだ途上であろうというふうに思っております。

しかし、御承知のように、6次産業化も進めているところでございまして、自然薯やユズ、そしてまたブドウ、ブルーベリーというふうに素材生産をしっかりとやっけていながら、自然薯だしとろろの6次産業化、そしてまたユズにおいてもユズ加工食品、そしてまた本年3月に条例制定をさせていただきましたユズ酒についても、また本年度も量産体制に入ろうという状況でございます。ブルーベリーについても、引き続き生産拡大の方向で今取り組んでおります。ブドウにつきましても、宮野のブドウ園であったり、また山田においてもブドウは栽培をしていただいているという状況であります。口コミによる本当に広がりが出てきているというのも事実でございます。

また、昨年度に特産物パイプハウス設置補助事業ということで2棟設置するという中で、アスパラガスやホウレンソウの栽培の推進など施設野菜への取り組みについても進めておまして、また今年度からは特色のある水稲栽培への取り組みとして、杉営農で「保田ぼかし」を利用した稲作についても実施し、兵庫認証ブランドとしての認定も受け、付加価値のある水稲栽培にも取り組んでいただいております。

その他、若いオペレーターの育成や猟友会員の確保についても、各組織で将来計画を描いた上での農林業後継者育成支援事業により、55歳以下のオペレーター候補者1名、猟友会員1名の確保対策の取り組みをしていただいております。また、営農組織のない地区については、機械利用組合だけでもつくって、みずからの地区の農地についてはみずからで守っていかないとといったような検討や、認定農業者を通じた担い手の確保対策も積極的に実施していただいているところでございます。しかしながら、長続きしないという現状も実はございまして、次の手を模索している状況でもございます。

神河町地域農業再生協議会における水田農業ビジョンにつきましては、平成30年に米の需給調整、米の直接支払い交付金の廃止など農政が大きく変わろうとしている中、国の農業施策等も見据えながら、神河町に合ったビジョンを作成し、実施していくことが重要と考えています。また、人・農地プランの協議・作成の場についても順次進めている状況です。引き続き各地域で最大の課題である担い手の育成確保を進めながら、それぞれの地域に合った農地の利用を地域での話し合いを中心に対応を図っていく必要があると考えているところでございます。

参考までに、人・農地プランの策定状況ということで、寺野と新野・野村・比延、山田、中村、吉富、杉、南小田におきましてはプランが策定済みでございます。そして現在検討協議中である地域でございますが、栗賀南部、長谷地区、越知谷地区、高朝田、大山につきましては現在検討協議中でございます。

一方、多面的機能支払交付金事業でございますが、平成30年度までに地域資源保全管理構想の策定が全活動組織36集落に義務づけられていますので、この構想の策定に向け、説明会の開催や各集落に出向き意見交換等を実施をしております。この構想を策定する中で各集落の将来の営農についてみんなで話し合い、課題と解決策についてより一層の方策を地域と一体に考えてまいります。

この構想と関係が深い人・農地プランとも一体的に作成ができるよう協議を重ねる必要もございますが、一番は農地の受け手問題でありますので、地域農業の将来を担う人材をどう確保するか。例えば就農を希望するIターン・Jターン・Uターン者の受け入れ体制の整備等、構想の中で目標が設定できればと考えています。

中山間地域等直接支払交付金事業におきましても、交付金の有効な活用方法を考えることを目的に、これまでの取り組みの内容の確認と今後の取り組みについて対象集落に出向き、意見交換会等を実施しているところでございます。

中山間地域の農地について、農地中間管理事業で20年以上の農地の借り受けをし、軟弱野菜等を作付したいといったような希望者も出てきたことから、このような借り手へのマッチングについて協議を重ねた上で進めていくことも今後必要と考えているところでございます。

地方創生における人・物・仕事の視点から、農業政策ですが、現在集落営農を法人化することにより経営上の各種決定を素早く実施できるといったメリットがありますので、その法人により稲、麦、大豆の土地利用型作物経営からの脱却や、みずからの加工、販売への取り組み、いわゆる6次産業化が進むことにより人・物への動き、地域経済活動が生まれてまいりますので、各種関係機関とも共同しながら取り組む必要があると考えております。

三谷議員からの御意見いただきました。もともと神河町は1次産業が中心であった。したがって、地域創生、神河の将来も含めて1次産業をしっかりと方向性を見定めることが重要だというふうに言われました。私もそのとおりであると思います。

先日、第4回の地方創生の戦略会議が開催をされまして、その中でも意見が出ております。農業政策において6次産業化をさらに推進するということは当然のことだけでも、やはりその根底にあるのは1次産業の方向性をいかに将来にわたって確立できるかという、ここが重要だというそういった御意見もいただいています。その部分をしっかりと定めていくことで、6次産業化がより大きな効果が出るというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。先ほど町長、それぞれ去年以降の取り組みの中でいろんな具体的な例もしていただいて答弁いただいたんですが、ここで1点、私自身の考え方の中で町長がどのように思われているかという部分での質問をしたいと思います。

私、常に言うところわけですが、神河町は面積が広いですよ、そして地理的条件、社会的条件が違いますよという中で、それで地域の実情に応じたという分の施策が必要ですよという話をしています。先ほど例が町長のほうから出ましたように、現在で人・農地プランが策定されているところ、この地域を見ますとやっぱり南部の比較的効率的な農業生産ができる場所ですね。それから営農組合組織の話も出てましたが、これもしんこうタウンを除く39集落のうち27集落が組織化されています。それもやはり南部で山間部ですね、上小田とか川上とかそれからそういう部分については組織化されてない。また、営農組合の中でも法人化されているのは4組織であって、これは特に面積の大きい吉富とか山田とか中村ですね、やっぱりこういうことです。こういう現状を見ますと、やはり神河町の農政を考えるという話をしましても一本じゃない。やっぱりそういう条件が違いますというところの区分をして、それぞれ考えていかなあかん。

そしてその中で今の国の農業政策を見ますと、明らかにその採算性を求めるというんですか、言葉を悪く言いますと採算性の悪いというんですか、そういうところの農業については切り捨てると言ったらおかしいんですが、手を施してないなというような施策に見受けられますので、やはり神河町においては農業施策については二本立てで考えていく必要があると思うんですが、この点について町長はどのように思われますか。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 三谷議員おっしゃられるとおりやと私は思っております。2つの側面から考えていくべきだというふうに考えております。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。そういう中で、今回集落の懇談会に出て回った中でやはり地域が違えば話も変わるなと思ったのは、南部地域、その水路の水が足りませんよという話が出たんですね。それはなぜかということ、30年度で減反政策がなくなりますと全ての田んぼを水でつくりますんで、今の水路の断面では水が足らな

くなるというような話が出てました。一方、山間部に行きますと、谷川の水がなくなって棚田というんか、そこに水が引けないんですよというような話が出てましたんで、そういう話の中で水路一つとっても神河町の地理的条件というんですか、そういう中での政策を考えていかなあかなと思います。

その中で、特に一つは南部地域というんですか、比較的効率的な農地を有している地域の分の話ですが、先ほどの話でしたらいろんな6次産業化に向けての取り組み、またパイプハウスですか、それから酒米でしたか、そのような分でも取り組んでおられるということで十分承知はしとるんですが、しかし私が一つ心配するのはその30年度の減反政策が廃止されたとき、これ全国的に今まででしたら大体平均で半分の田については米をつくらずに数量調整をしていたというんですが、これが全国一斉につくってもいいですよということになれば、今の分で米が足りておれば半分の米が余ってしまうという現象になります。ということになりますと当然経済の法則の中で価格競争が始まりますんで、それからもう一つ、その減反政策がなくなることによって、今の、古い言い方ですけど例の戸別所得補償ですね、これもなくなるということになれば、米をつくるということについての採算性、もしくは魅力が非常に減退するんじゃないかと私は思うんです。そういう中で、どのように30年以降水稲の問題をどう考えていくかということですね。

その中で、一つはこの前、下呂温泉のほうへ行ったときに、ホテルに泊まったときにそこで当然食事しますんで、その仲居さんがこれは下呂温泉の米ですよというような話をされてました。今、何とかヒメという、名前は忘れてしまったんですけど、何とかヒメですよという仲居さんが説明をして、これは私たちの地域の特産の米です。お帰りには売店でこの米を買ってくださいというような話をされてましたんで、現在、神河町の米は多分兵庫米という形の中で市場に出回っていると思うんですが、これを例えば神河町の米は非常においしい米ですから、神河米という一つのブランド名というんか、そのようなことをつける中で30年以降の米の競争に勝っていくというようなことも考えていかなければならないかと思っているんですが、そのような点について比較的効率的な経営ができる地域で今後の農業政策いうんですか、改革。また、特にこれはTPPの問題も絡んでいますんで、そのような分の中で今後どのような考え方で農業を進めていくか、この点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 最初の答弁で申し上げたところなんですが、地域農業再生協議会の中でやっぱり方向性は定めていきたいなというふうに思っているところであります。現在その作業がまだ途上であるというところでございます。

三谷議員御指摘のこれからの農業政策という部分も十分承知した中で、神河町にとってよりよい農業をどう描いていくかというところを今後も引き続き取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。取り組んでいく姿勢はよくわかるんですが、農業は水稲でしたら年に1回しかつくれませんので、30年度いう分になってもあと3年あるという感覚ですが、作物についてあと3回しかつくれないというそういう分の危機感の中でのいろんな施策を考えていかなければならないと思います。

それから、先ほど下呂温泉の例で説明しましたが、例えば神河町の特産品としてユズという話が出ていました。ユズも根宇野で年間60トンから90トンぐらいの生産量と聞いていますが、町全体であと大河とか上小田とかでつくっておられるんかわからないんですが、全体で何トンほどの年間つくられているか。そのつくる供給量がどれだけあって、それに対して需要がどれだけあるかというような分をそれぞれ町が示さなければ、なかなか生産者のほうも取り組めないと思います。

それから、もう1点、ゆず酒条例までつくってやっていますが、例えばそのゆず酒がまだ町内の酒屋さんに置いてないという話。それからこれは去年途中からの取り組みでしたので、そのゆず酒の生産、ユズの材料がなかったんだらうと思うんですが、このたびはふるさと納税の商品の中にゆず酒が入ってない。ゆず酒の多分原料がないからお礼の品の中にゆず酒を入れられないというような話も聞いたんですが、このような中でやはり生産する側にしてみたら需要がどれだけあるかという目標、それがあつて取り組んでみようかと思うんです。確かにそれは農業ですから、自分たちで考えなければならぬという部分はあることはよう承知しているんですが、これだけ農業施策が難しくて全国競争になるなという中では、やはりいろんな情報を集めて情報を提供するということが非常に大事になってこようかと思つています。

それから、その中で一つは神河町の農産物が一つの特産品というんですかブランド化するためには、一つは町内でどこでも買える、町内の人が全てそのこと知っている、どこでも提供を受けられるというような政策というんですか、そのようなことがあつて初めて1次産業というのか生産のほうか活発になるんじゃないかと思うんですが、その辺についてはどのように考えられますか。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 今後の取り組みというところで、ゆず酒の取り組みであるとか私ども執行部、行政としての取り組みの弱さというところも御指摘をいただいたところでございます。そこは真摯に受けとめさせていただきたい。大いに反省すべきだというふうには私自身思つております。

しかし、結局のところもう職員一人一人一生懸命頑張つてるところではございますが、より職員一人一人が今の現状を捉えて、神河町に何が必要なのかというところを本当にお互いが共通理解を持つ。そしてそこからといいますか、並行して町民一人一人も同じ感覚といいますか実情を理解していただくという、そういう気持ちにならないと次に進まないというふうには私は思つております。そのことを今、三谷議員が言われたというふうには思つております。

何をするにしても現状をきっちり捉えていくという、捉えることからしか始まらないということですので、私は就任してからまず神河町を知ることだと。隅々まで神河町を知り尽くして、そしてそこから新しいものが見えてくるというふうに思っております。そう考えると、まだまだ隅々まで知り尽くしたのかといえば、できてないというふうに思います。でもそれがしっかりできないと次に進めないということをやっていたらいつまでたってもできないので、見えてきたところから進めていかなければいけないというふうに思っております。

きょうも三谷議員の御意見につきましては執行部全員が聞いてくれておりますので、そういった御意見しっかりと受けとめさせていただいて、私ども一つになってこれからの農業政策のデザインを描いていきたいというふうに思っております。行政だけではできません。町民の皆さんの協力、理解なしにはできないというふうに思っております。

○議長（安部 重助君） 先ほど、神河町でユズが何トンぐらいとれるんかという質問もあったように思うんですけども。

どうぞ、続けてください。三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。確かに先ほども言いましたように農業はやっぱり1年に1回しか、作物によって違いますけど1年に1回しか挑戦できないという部分がありますんで、ゆっくりした取り組みはできないと思いますんで、そういう中で先ほど町長が言われましたように神河町は非常に広うて、農業の現状も非常に異なります。そういう中で、それぞれ職員も地域の現状を知る中でそれを住民の人に知らせていく。そして神河町全員で一つの農業を立ち上げていかなあかんという部分での話については理解できますんで、今後そのように進めていってほしいと思います。

よく言うんですが、特産品という話の定義の中に一つあるのは、その地域に住んでる人がみんな特産品やと思ったらそれが特産になるということなんです。というのは、それは日常、米でしたら朝昼晩神河町の人が御飯を食べている。それが神河町のお米です、それが神河町の特産になりますという、こういう発想の中でこの神河町農業全体を考えていってもらったらいいんじゃないかというように思います。

あと、次がもう一つは、この農業という部分の中でどうも国等の農業施策の中から取り残されていきそうな気がしています山間部の農業なんですね。私は、そこについて農業振興施策というよりも、農業保全対策という部分での観点から質問をしたいと思いません。

先ほど出ていました多面的機能支払交付金事業ですか、これも非常に悪う言うたら融通性があるというか、非常に便利な事業なんです。ちょっとしたことが直せるという分で、非常に地域で農業をやってる人間としては助かる分なんですけどね。このような非常に効率的な交付金事業でも39集落中36集落という、3集落が取り組んでおられない。これはやっぱり人の問題なんですね。確かにこれは農業振興地域が対象になりますから、入ってくる金額が少ないからそれに対するいろんな書類をつくる関係でメリット

がないなという判断なのかもしれませんが、私はこの取り組んでおられない3集落についてはそこに既にそういうきっかけをつくるという、担い手というんか、それに従事する人がいないというような集落も現実にあるんじゃないかなというように思っているところでございます。

そういう中、特に神河町では農業振興区域というんですか、農振区域外については約2割ほどあると思うんです。10年前の農業センサスですか、あれでは耕作放棄地が6ヘクタールほどやったと思うんですが、実際その農振区域外については約200ヘクタールほどあるんですね。その中で耕作放棄地が2010年では6ヘクタールということになっているようなんですが、現状ではもっともっとふえていると思うんですね。実際、私その実態まではわからないんですが、これも急速にこの耕作放棄地が進むということであると思います。そうなることによって、農地というよりも災害防止上の問題についても非常に懸念される部分がありますんで、この部分については早急に対策をしていかなければならないというところなんですが、何か人が少ないという分の中で、ましてや同じ農作業をするにしても非常に労力の負担が多いんですね。その中で特に多いのが、やっぱり草刈りなんですね。これ南部の……。

○議長（安部 重助君） 三谷議員、まだ大分続きますか。続くのであればここで休憩しますけど。

○議員（9番 三谷 克巳君） なら、この質問が終わったら。もう少しだけ。

○議長（安部 重助君） そうですか、続けてください。（「カメラの放送が切れるんで」と呼ぶ者あり）もう既に放送切れてますけど、よろしいか。（「だから後のほうがええと思います」と呼ぶ者あり）

○議員（9番 三谷 克巳君） 続けて、今の分で質問しますんで、お願いします。

○議長（安部 重助君） わかりました。

ここで、昼食のために暫時休憩いたします。再開を13時ちょうどいたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

午前中に引き続きまして、三谷克巳議員の一般質問を続けます。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。それでは、午前中に引き続き質問をさせていただきますと思います。

午前中は、比較的作業効率がいいという地域での農業振興策という分での質問をしましたが、これから作業効率が悪いというんですか、部分です。これは山間部のほうに集中してくるかと思います。これについては当然農業振興地域外というんですか、圃場の整備がしてないという部分が主となろうかと思っています。

そういう中で、先ほど言いましたように2010年の農業センサスでは耕作放棄地が6ヘクタールほどありますよという統計が出ていましたが、現状ではもう少し、もっともっとふえているんじゃないかと思います。この中で、確かに作業効率が労力負担が多い、または作業効率が悪くて採算性が合わないという農地であったとしても、これは環境保全というんか、災害防止の観点からはこれはもう保全していかなければならないという部分があります。しかしながら、この農地を保全していくには非常にたくさんの労力が要するという分の中で、なかなか保全をしていく部分は困難です。

幸い、今の分については多面的機能の支払交付金制度がある中で、それを活用しながら徐々に保全をされていっているという状況やと思います。しかしながら、先ほどの説明がありましたようにこの制度についても30年度には見直しをされて、何とか続けられるんじゃないかなというような思いもあるわけですが、ところが昨今の農業改正の中からいいますと、これも油断というんですか、安心はしてられない部分であります。また、同じように中山間地域の直接支払金制度についても、今の国の農業政策からいいますと同じような考え方をしていってもいいんじゃないかなというように思います。

このようなもうややもするとすぐにでも耕作放棄地になるような農地について、どのように保全をしていくかという部分の話があります。この現状を見ますと、今一番農地を保全するのに労力がかかっているのが一つは草刈り作業なんです。ですので、今、これも環境の面についての心配はあるんですがグリーンシートというんですか、草を抑える防除シートですね、このようなものができています。これも先ほど言いましたように最近出始めた品物ですから、大体一回そのシートを敷くと5年間ほどもつということなんです。このことによって自然環境にどう影響するかという分での研究というんか、その辺の心配はしていかなければならないんですが、山間部では棚田へ行きますとのり面ですか、4メートル、5メートルというようなのり面がありまして、同じように草刈りするのに4回に分けて草刈りをせなあかんという部分の非常に労力がかかります。このような分を中心に、そのようなシートについては町独自で補助制度を設けていくかというような考え方もいいんじゃないかと思います。

確かに補助金に頼るような農業については長続きはしないというのは十分承知はしてはるんですが、しかし一方ではこのような補助金があるがゆえにそういう農地保全に取り組めましたというような考え方はありますので、これについても一遍考えてもらいたいなと思います。

その次に労力がかかるのが水の管理ですね。特に棚田ですとなかなか水もちが悪いというんですか、あります。そういう中で畦のコンクリート化、これに対するような補助金についてです。

それから、地域によっては圃場整備で分割田があると思います。今はその分割するのに分割ブロックいうんですか、あれをしています。それがもう圃場整備が済んで大方30年近くたっていますと、どうしてもすき間があいて隣同士の田んぼの中での水漏れと

というのが発生する中で、同じ作物をつくらなければ、品種とか作物が違えばお互いに水が漏れた漏れんや中でのけんかになってくるような状況もありますんで、このような部分についても町独自でそういう補助制度を考えていくというようなこともどうかと思います。

それから、もう1点は、最近集中豪雨によって川がすぐに増水をします。確かに今、川の流れが変わってきたというんですか、そういう関係ですぐ井堰の取水口にすぐ土砂がたまるという傾向が出てくるんですね。これも以前はそうはなかったんですが、これも河道の変更という部分の中で極力その河道が、変更というか流れを変えろということですね、の中でそのように土砂の堆積を少なくするような話を県としてもらいたいのと、万が一たまった場合の土砂の撤去についての助成というんか、それについても考えていかなければならないと思います。

確かにこれ全て今言いましたのは個人の所有の田んぼで、自分らでしなければならないというのは重々承知をしているんですが、しかしその中でやはりどうしても神河町の景観というのか、もしくは災害防止という観点からいけばこのような補助制度についても、確かに個人の財産の分に対する補助金という部分も含まれてくるんですが、このようなことを考えていくという部分についての考え方はないかどうか、1点お尋ねをしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。三谷議員さんの質問の中で、3点あったと思います。その中で、グリーンシートでのり面を覆うことと、それと水の管理、そして河川の取水口の土砂という3点があったと思います。

多面的機能の直接交付金事業では、ある程度ソフト面とそれからハード面との補助があります。その辺で集落で使い分けていただきながら、農地を守っていただいているという状況でございます。

その中で、どうしてもこの交付金事業で対応できない、そして集落で困っているということをまたうちの農林業系のほうへ、そういう問題点があったら今後考えていきたいと思えます。

それと、一つ、グリーンシートにしても5年ほどもつんですけども、やはりどうしても土がやせてきます。その関係で、健全なおり面の保護にはちょっと難しいかなと考えております。

それと、3番目の河川の関係で取水口がどうしても河川の流れが変わって土砂がたまっていく。それを県のほうへ協議してどうかならないのかなということなんですけども、以前からもどうしてもその取水口に土砂がたまって、小さなエンボを持ってこんことには人力ではできないような状況が多くあります。現在のところ大雨とか災害のときぐらいいしか町としては補助はないんですけども、通常の分に関しては今のところ補助がないということが現実でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） これからの中山間地域における助成といいますか、その点については地域振興課長のほうから答弁をさせていただいたところでございます。本当に三谷議員言われるように、南の地域、南部といいますか、中心部においては平地もたくさんありまして、そして経営強化という部分で法人化もなされている。そういう部分については、いろいろな補助制度が逆にある。したがって、逆に中山間地域でこの営農組織がないということになってくると、もう本当に補助制度がないというのが実態であります。そして、担い手の不足という部分で今後どうしていくんだと。全く同感でございます。

これからの方向性としまして、以前にも言ったかもしれないんですが、やはり一つは経営基盤をいかに強化していくかというのがまず基本にあらうかと思います。しかし、経営基盤を強化できないエリアもあるわけであって、そこをどうするかというのも一方で問題、課題が残っております。

そして生産性を上げていく、また安定性を求める。そういうところも重要になってくるということで、農業は1年に1回しかつけれないというのが一般的という御発言もあったのですが、まさにそのとおりでありまして、それを解決するためにはハウス栽培、水耕栽培ということで、1年通じて生産性を高めていくという、そういう方法もあるわけでございます。水耕栽培等も、これからの神河町の農業という部分で選択肢の一つにはなるのかなというふうにも思っております。

当然のこととして、ブランド力を高めていくということでもあります。極力有機農業、有機栽培に近づけていくような、そういった農業から付加価値を高めていく素材生産という、それも一つの方法だろうと思います。

そして、何よりも担い手不足をどう解消していくかということでございます。これは地域で担い手が確保できなければこれは地域に求めていけないわけですので、外から求めていくという、そういう考え方は当然出てくるわけであります。そこで、Iターン、Jターン、Uターンというそういった政策をどう展開するか。そこには神河町が今まで取り組んでいます空き家再生、田舎暮らし、そういうところから逆に外から中山間地域に移り住んでいただいて、そして農業に従事していただきながら生活をしていただくという、そういう仕組みもつくっていかねばいけないというふうに思っております。

個人資産であるものに対して、公的資金がなかなか投じられないという、理解が得られないというふうな考え方もありますが、しかしもう既に中山間地域等直接支払いであるとかそういう補助制度も国においてはございますし、また農業ではございませんが、林業においても山の再生ということで公的資金を投じながら間伐の促進をし、森林機能の強化をしていることから考えれば、耕作放棄地になっているその農地をやっばり元気にさせるためにも、そこに人の手が加わっていくようなやはり公的資金の投入というのは当然必要になってくるというふうに私は考えております。そういったことを基本に置

きながら、これからの中山間地域の農業を考えていかなければいけないと思っております。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。確かに農業振興を図る中で経営基盤の強化を図るという話、これはもっともですし、それはそのとおりに進めていってほしいと思います。

私の一つ、今、特に今回強調したいというのは、この山間部の農地については経営基盤とか採算性という話はこれは度外視をせなあかんと思うんです。先ほどもちょっと昼に話をしていましたが、一人の我々が1年間に食べる米に消費するお金、年間どのぐらいですかという質問、そんな話ししとったらね、大体2万円ほどで済むんですね。我々一人が朝昼晩御飯食べて2万円から3万円です、コシヒカリを食べて。ほんなら200万円のトラクターを買うたら、100年間分の米代でトラクターを買うという。こんな話をすれば、誰もやっぱり農業をやめようという話になってしまうんですね。ところが、一方ですが、特に神河町は観光でたくさんの人に外から来てもらいましょうという施策がある中、道路際の田畑が草が生えていますという話はそれはだめでしょうということであると思うんです。

そういう中で、農業の採算性という度外視をなくして、今は私が言いたいのはこのとにかく農地を保全する方法を何とかしましょうと。そのためには、特にブランド化の野菜じゃなくてもいいです、とにかく草が生えないように年間保全をするという分での対策も必要じゃないかという部分なんです。そういう観点で先ほどしましたんで、確かに町長の話では既に個人の資産といえども公的資金を突っ込んでいるという部分の中で、先ほどの私が話したような補助制度というんですか、助成制度については前向きに検討してもらいたいなと思います。

その中で、次、もう1点は、同じように農業、作物をつくろうと思うたとしても次に出てくるのが有害鳥獣の問題なんです。せっかく苦労してつくったものが、全て猿、イノシシ、鹿に食べられてしまって、それをせっかく収穫前で非常に喜びのところにそれをやられますと、一気に生産能力が落ちてしまいますんで、この有害鳥獣の対策についても防護柵、電気柵それぞれされています。先ほどの町長の答弁の中では、猟友会なんかでの協力の呼びかけもしていますという話が出ていましたんで、本会議で一度質問したんですが、これは猿の被害だけに限るんですけど、猿の追っ払いの中で実弾による威嚇射撃ですね、これは確かに空砲よりもはるかに効果があるように思います。しかしながら、実際実弾を使いますとかなりの経費が要りますんで、これについても猟友会との話し合いがあるならば、その辺についての補助金というんですか、助成金になるかもしれませんが、それについての理解もしていってほしいなと思います。これについては、お願いという形の中で今後進めていってほしいなと思います。

それから、もう一つは、わずかな土地での保全になるかもしれないんですが、神河町

については新規就農者の所有できる面積が今のところまだ3反という形であります。3ヘクタールか。地域によっては1ヘクタールというところがあるんですが、これも例えば今空き家で転入者等が家に近接した農地があれば、確かにそれは貸し借りの問題で解決できるかもしれないんですが、できればその辺も特例というんですか、1反という部分の中での転入された方に自分の農地が持てるというような制度改正も必要じゃないかと思うんですが、この辺についても考えてもらいたいと思います。これは確かに農業委員会の管轄になりますんで、その辺についても農業委員会等と話をさせていただけたらと思います。

それでまた、そういう話の中で言ったんは、非常に採算性が悪いというんですか、そういう農地について、今、私が述べたような考え方に対して何か御答弁があったらお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 生産性の悪い農地についての対応ということでございます。

三谷議員と同じ考えでございます。何もかもが付加価値を高めていくとか、そういうことにはならない。しかしながら、気持ちとしてはそういうことを常に基本に置きながら、少量生産でも少しでも付加価値を高めて、それがこの地域内だけに限らず地域外での消費につながっていくような、そういうことを常に意識をしながら進めていきたいというふうに思うところでございます。

高齢者の方々、もうこれ以上田んぼつくれない、畑もしんどい、無理やと言われる方が仮に出ても、そこに今まで畑もしたこともない、田んぼもしたこともない。けど田舎に住んで農業をしながら生活したいという方は、実は全国各地で徐々にふえ続けているという実態はございますので、そういう方に来ていただいて、何も心配することはないですよ、教えていただく方は幾らでもいらっしゃるから安心して田舎暮らししてくださいという、そういった田舎暮らしですね、そういうものもこれからどんどん進めていきたいというふうに考えております。

また、農業を観光政策の一つに捉えていくという、そういったことも十分考えられますし、今も都市との交流の中で作畑・新田区においては麓で触れ合い事業ですか、そういったこともしていただいております。そういう事業をさらに拡大ができるのではないかなというふうに思っております。

獣害対策も当然引き続き取り組んでまいります。猟友会に対する新たな支援、そういうところはまた神河町の有害鳥獣についての協議会もございますので、その中でまた議論をさせていただきます。

そして、新規就農者に対する農地取得についての規制緩和という部分です。基本は30アールということになっておりまして、町内一部の地域で10アールの規定もございます。三谷議員言われるように農業委員会との関連がございます。農業委員会とも十分協議していきながら、農地が有効に活用できる、神河町の土地が有効に活用できながら、

神河の土地の保全ができるという方向をつくっていきたい。

ちなみに、地域創生の戦略会議の中での5カ年計画、その中でも農地取得についての30アールの規制緩和という部分も考え方としては盛り込んでいきたいなという思いは持っているところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。私、先ほどの質問の中で農地の所有面積の下限面積が3反という話と、それからその中で単位を訂正して3ヘクタールと言うたような気がしますんで、3反で現在で言いますと30アールですので、その分については訂正をお願いしたいと思います。

確かに今回、私このような一般質問をする中で議員必携なんか読みますと、議員は一般質問をするときには自分で代案を持って一般質問せえという話があるんですが、実際この農業政策、農地保全も含めて質問するときほんまにこれ難しいんですよ。これというた特効薬というんですかね、ないんで、きちっとした代案ができない中で質問をしとるんですが、しかし私、一つの信念と言いましたよね、これも前回は言いましたように確かに農業という、特に採算性の上がない地域についてはこれは経営という部分での考え方をしますとどうしても放棄地になってしまいますんで、やはりこれは一つの言葉は悪いですけどボランティアとして農業をせなあかんのかなというような思いであります。

そういう中で、やはり皆さん方でそれぞれ地域で住んでおる方々は同じ思いで悩んでおられていますので、前回も言いましたようにやっぱり同じ地域の人たち同士で話し合いして何とか助け合う。やはり先ほど新田ふるさと村の話が出ていましたが、私たちの地域はこういうことをしていますという部分の情報交換の中でそれぞれの地域でまた新しいことを見出せるんじゃないかなと思いますんで、そういう部分についての音頭取りというんですか、リーダーシップとしての部分を町に果たしてもらいたいなと思います。

それから、ちょうどことしから地域推進員さんとかふるさと協力員という制度、これはもともとあった制度なんですけど、このような方もおりますんで、この地域推進員さん、どういう形でどういう活動範囲になるかわかりませんが、やっぱりこういう方にもそういう今私が言ってるような問題についての一翼を担っていただくような必要もあるんじゃないかと思います。

あとまた話戻りますが、町全体の比較的作業効率のいい部分についての分については、今後30年以降、確かに競争が働いてきます。その中で経営基盤は当然強化していかんあかんのですが、そういう地域でつくるものが一つのブランド化という話の中で、やはり1次産業でつくったものが神河町内の2次産業で加工され、そしてそれが神河町内の3次産業で消費されるという一つの農業、林業、1次産業の部分についての分が神河町の中で循環していくというような、このような政策も必要ではないかと思います。

これについては、当然じゃどれだけの需要があるのか、どれだけの協力ができるのか

ということを役場のほうがきちっと数字をつかんで、そういうことを示す中でどうしますよというようなことの分の中で、この部分についてもやはり役場がリーダーシップというんか、情報提供なりリーダーシップをする分が非常にたくさん出てこようかと思うんですが、この辺の部分についてどのように思われるかお尋ねをしたいと思います。

それから、最後もう1点だけですが、今まで言いましたように地域創生も含めてこの1次産業の振興の部分ですね、これ非常に難しいし作業も事務の内容も非常に多くなります。そういう中で、一つは役場の中での組織体制をどうするかという話です。今のところ地域振興課は課長なり参事おられますが、非常に守備範囲が広くて非常に1人というんですか、今の体制の中でこのような大きな問題というんですか、がビジョンも含めた中で対応していけるかどうかという部分も私は少し心配する部分がありますので、そういう役場内での組織体制の確立も含めて検討していく気はないか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 町全体の農業ということで、1次、2次、3次それぞれの産業について町内で循環をしていく。もう全くそのとおりでございます。その方向で進めてまいりたいと考えております。

それと、地域創生に向けての1次産業である農業、林業をさらに推進するために、人員配置も含めて組織改革等も必要ではないかということでございます。

私も同じように思うところがございます。一方で、定数管理という中で、今、合併して10年間取り組んできたところございまして、行革審議会の答申からいけばさらにこれから削減をしなければいけないという、そういった答申も出ているところがございます。その中で、新たに課を設けてというふうなことを考えたときに、総体が決まっている中でさらに細分化していきますとやっぱり頭数の問題がございますので、やはりいざというときに動きが非常に柔軟性をとれるような環境は必要なのかなというふうにも思っているところがございます。今の地域振興課、非常に守備範囲が広いわけでありまして。もうおっしゃるとおりです。議会のほうにも管理職2人が出席しているところではございますけども、神河町の1次産業をさらに発展させるために、適正職員配置についてしっかりとこれから考えて配置をさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。もう時間ありませんので、最後に一言だけ。

○議長（安部 重助君） 大変残念ではございますが、ブザーが鳴りましたので三谷議員の一般質問をここで終わらせていただきます。

○議長（安部 重助君） 次に、4番、宮永肇議員を指名いたします。

宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） 4番、宮永です。通告に基づいて質問をさせていただきます。

最初に、ちょっとお断りしておきますけれども、先ほどの1次産業をしっかりと根づかせてという話には非常に感銘深く聞いたわけですが、私、この町におりましても畑も田んぼもありませんので、全く話は聞いてもお役に立てないところがあって残念ですが、町をよくする、町の未来に対して魅力をふやしていくということが共通の課題でございますので、そういう意味でも私にできる部分ではしっかりと頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

まず、神河町の未来を委ねる地方創生政策の協議が進められているこのときに、町長の考え方をお聞きしたい。

神河町の地域創生戦略について、具体的な協議が進められ、素案として膨大な資料を添えたもので提案されています。それぞれについては、これからの協議の進行を待つところです。しかし、自主的な努力を頼みとする事柄であっても、その取り組みについては緊急性等の緩急順序、財政的な難易度、環境整備の有無が前提となり、必要とされるもの等々であります。

本来は、自分たちの住む町の存続を問われているのであります。今回の政策は、当然背負わなければならない今後の問題に気づかされたのであり、住民の皆様の御納得の上での政策であり事業でなければならないと思われるのです。

今回、特にお尋ねする問題は、これからの努力のかがあって人口減少に歯どめがかかるという状況が見え始めたときに、それを次の世代に継承するのにその後の町政維持ということをどのように図るのか、当然課題として考えていかなければならないのであります。

町長は、6月の一般質問の答弁で地域特性を生かしたまちづくりを進めるというふうに言われております。また、教育長はふるさとを愛する教育を提唱されております。学校教育、社会教育はともにまちづくりの根幹となるものであり、適切なる歴史教育はふるさと意識の醸成と地域振興、活気づくりには欠かせないものであります。

現在、神河町歴史文化基本構想策定の取り組みが始まり、審議会が組織されて教育長から本年度中にまとめたいとの要請を受けております。全住民の期待に応え今後のまちづくりのバックボーンとなるように、これまでの遺漏を修復し、恣意的なゆがみ、ひずみは本論に戻す等々でまちづくりに向かう教育行政の姿勢を明らかにしていただきたいのです。

以上、お尋ねします。まず、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、宮永議員の御質問にお答えいたします。

地域創生に係る人口ビジョンと総合戦略につきましては、去る9月15日の第4回戦略会議におきまして、慎重かつ多くの意見交換を行う中で最終決定をしております。議

長を初め産業界、行政機関、教育関係、金融機関、労働者、メディア関係、住民の各御代表の皆様には、もうこの間大変お世話になりました。厚くお礼を申し上げたいと思います。

総合戦略は、5年後の平成31年度の目標人口を神河町は1万800人と設定をし、4つの基本目標を設けております。1つ目は、豊かな自然を生かし安定した仕事を創造する。2つ目、地域の魅力を高め交流から定住へとつなげる。3点目、希望を持って結婚、出産、子育てできる社会を実現する。4点目、安心して過ごせる豊かな暮らしを創造する。以上の基本目標のもと、達成度の目安となる目標値を設定し、その達成に向けた各種施策を展開することとしております。

議員御指摘のとおり、総合戦略の各種施策、事業を展開していくに当たりましては、人口減少対策として早急に取り組むべき事業と目標値の達成状況を見ながら実施時期を調整する事業といった区別、また重要事業を展開するに当たっての戦略的計画を作成するなどの環境整備を必要とするものなどの区別を行って、その上に財政上の検討を加え、総合戦略の参考資料となる事業行動計画も作成をしたところでございます。特に早急手だてすべき事業については先行型事業として実施をし、このたび条例改正等も提案しておりますが、上乘せ事業などの形で実施することといたしております。

戦略策定の議論の過程においても申し上げたのですが、豊かな自然を活用した観光、87%を占める山林を生かした林業経営と豊かな水と気候を生かした米づくりを初めとする農業、こういった地域の特性を生かしたまちづくりに古くからのいわれのあるさまざまな文化や歴史的資産等の活用、そしてこれらとともに重要と考えるのは次代を引き継いでいく若い世代の教育でございます。

教育につきましては、多くの委員の皆様や集落別懇談会でも人口減少対策として大きな効果を発揮するものとして子供たちのふるさと教育を推進することで郷土愛、ふるさと意識を醸成させてはとの意見をいただいております。

住むからには仕事は必要になってきますが、毎月姫路、朝来、西脇のハローワークから多くの求人情報が送られてきておりますが、姫路、福崎などの周辺にも仕事情報として送られておりますし、町内にもございます。ただ、仕事の内容や条件が合わずに見送られているケースが多くあるようでございます。実家まで帰らなくてもせめて町内に住んでいただきたいということで、住宅地の整備や若者家賃補助制度、若者住宅の建設、若者が住宅を取得する際の助成制度などを用意しております。また、民間事業者の皆様にもマンション、アパートなどの建設についての意向確認もお願いしているところであります。

神河町歴史文化基本構想は、神河町の歴史文化を掘り起こし整備をする中で、郷土愛やふるさとを守らなければならないという意識醸成につながり、またこうした歴史資源が観光資源となり、それが仕事となって若者の雇用と定住につながるような展開となればと考えているところでございます。

教育に関してでございます。これまでもお答えしておりますように、特色を生かしたまちづくり、ふるさとを愛する教育につきましては長期総合計画後期基本計画においても「自然から学ぼう心の豊かさと愛着を」というまちづくりの合い言葉のもと、子供たちのふるさとに対する愛着を育て、町なかや里山で遊ぶ子供たちをふやすという施策を展開することとしているところでありまして、成果指標には「ふるさと学習を活用し将来住み続けたいと思える児童・生徒をふやす」を掲げているところでございます。

また、今年度から新たな地方教育行政の枠組みの中で開催しました総合教育会議では、私と教育長も含めた教育委員との協議の中で、平成27年度の神河町の教育に関する大綱の基本理念として、ふるさと意識の醸成を第一に「ふるさとを愛し心豊かで自立したかみかわの人づくり」をテーマとしたところでございます。今後も地方創生戦略の大きな柱の一つとして歴史文化基本構想を位置づけ、町長部局と教育委員会がタイアップし取り組んでまいりたいと考えております。

この後、教育長からふるさとを愛する教育についての取り組みについて答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 続いて答弁願います。

教育長。

○教育長（澤田 博行君） 教育委員会の澤田です。今、町長にも述べていただきましたけれども、昨年の9月の議会では宮永議員の一般質問の中でもお答えしておりますけれども、かみかわ教育創造プランにおきまして豊かな体験活動や交流活動を創造し、特色ある神河教育を推進するという重点目標を掲げ、さまざまな体験活動やふるさと学習、伝統文化の教育の推進を学校教育の中で積極的に推進するとともに、地域においても伝統文化の伝承を中心に地道な活動を継続的に取り組んでいただいているところでございます。

また、8月の総務文教常任委員会の中でも私の教育哲学についての質問に対し、その柱の一つ、多くの人と交わりながら自然や歴史、文化に触れて豊かな心を育てていく。そして神河町の一員として地域にかかわり、ふるさとを愛する心を育てるという教育目標を持っているとお答えしたところでございます。

これまでどおり神河町の今までの取り組み、今までの積み重ねられた歴史等、培われてきた文化を大切に、今後もこれからの神河町を担う子供たちの教育に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） どうもありがとうございます。

これまでの委員会での質問等にもいろいろと話を今繰り返してお聞きしまして、現実の問題として私どもではこの町の歴史というような部分を切り取って、これをどのように将来に伝えるのか、どのようにすれば住民の皆様理解をしていただけるのか。これは私、議員であります。一社会人としてもやはりできるだけの情報というものを知っていただいて、それなりの深い神河町ならではのいわゆる歴史とか文化の意識というよ

うなものを持っていただいて、それに憧れて神河町に住みつきたいというふうな人が出てくることを期待して、いろいろやらせてもらっております。

最近のことをございますが、あちらこちら心当たりを訪ねて地域創生なり村おこし、まちおこしというものについてどのようにお考えなのかということのをいろいろとお聞きしたりこうしてきたんですが、今やまさに競争の時代に入ってきた。いろんなことできかに自分たちの町をアピールするのかというふうなことに、もう突入していますというふうな感じをございました。そのときに、自己満足だけの考え方で果たしていいのかどうかというふうなことがちょっと気がとがめてくるようなことをございます。幸い、神河町に関してはこの神崎郡3町とか朝来市生野町なんかには比べまして観光協会という充実の仕方というのがほかよりも1歩も2歩も進んでおりまして、いろんな情報をもとに活動をして、また県のほうからもいろんなことを優先的に御指導、御連絡をいただけるというふうなところまで、今、神河町の観光協会の職員の方々の努力でそういうことになっております。

幸い、町長も観光戦略というものでまちおこしを図ろうということで、町外に出かけられるときには必ずそういうお話もされておるといふふうにお聞きしていますんで、非常に心強いところではございますが、これが単なる自分たちの合い言葉としてだけの話ではつまりませんので、やはりこの時期でございますから、神河町を訪ねてというふうなツアーとかそういうものがどういう志向でおられるのかということも尋ねてみました。一番に神河町に対しておっしゃるのはやはり高原の魅力というふうなことで、これは何を考えてもとてもかないません。やはりバスで何人かで美しい高原の草原の状態を見ながら語り合うのも非常に楽しいというふうなお話も聞きました。しかし、それだけでは観光というものは成り立たない。バスで来られて、そのまままたバスで帰ってしまわれるということで、それを何とか町内に足をとどめてもらおうと、もう1泊してもらおうというふうなことで、ここを起点にして観光というものが始まるようなことをございます。いろいろと策を練っておるといふところではございますが、そう簡単にいく話でもございません。

私どもでは、ほかの観光協会のところにも声をかけながら連合をしましよと。連携をしながらいろんな事業を取り組んでみませんかということで、今現在観光センター、蘆田所長でございますけれども、いろいろと協力をしながら声をかけ合うというふうなことで、年に1回、2回ということで回数を踏んで神崎郡自体、もしくはこの中播磨の奥、高原を含めて一帯を一つの観光ゾーンにして都会から集客を図ろうとか、もしくはこの気候条件、自然の条件、美しい村、そういうものをもとにして住みつく人を探したいというふうなところで広げていこうとしておるわけではございますが、そこら辺についていろんな意味でやりづらいところも出てきました。

現在、県民局とか井戸知事の御指導のもとに銀の馬車道というふうな構想が10年前から始まりまして、それ以来いろんな試みをしながら何とか今、銀の馬車道というところ

ろに神河町が関係しておるといふうなところがわかっていただけて、ばらばらと銀の馬車道交流館をお訪ねになる人もございまして、現在粟賀町周辺をしっかりと歴史的な景観をつくり上げて、集客のいわゆる基地というんか中心地というものにしたいといふうなことで関係者一同頑張っておられるわけでございますけれども、なかなか近くの人には理解はされなくても、遠くからの理解者が訪ねてくるという変な状況でございますけれども、これはやっぱりインターネットであるとかいろんな情報のもたらすところでございます、やはりその線でどんどんPRを重ねて、また新しい試みをどんどん続けていくということが非常に大切でございます。

そこで、二、三ちょっと御提案なりなんなり考えておるともありますので、何とか御理解をいただいて御支援を願えればと思うんですが、当然教育委員会でいろいろと取り組んでいただいておりますが、福本遺跡というものについてもっと観光のいわゆる客寄せの一番の中心になるべきところがどうもかみ合わないところがあって、うまくいってないのではないかなという意見が最近出てまいりまして、たまたま風土記1300年というふうな時代を考えるといふうなことで一つの指導的なものがございまして、これは全国版ではございませんが、兵庫県にとっては「播磨国風土記」というものがありまして、この中播磨、東播磨、西播磨一帯の話でございまして、そういう歴史を勉強して、そこからのスタート、そこらの出発というものが新たな人間の歴史感覚なりふるさと意識を呼び起こすのではないだろうかといふうなことで、織り込まれたものでございます。ちょうど今から1,300年前の713年から715年にかけてのその地域の状況というものがしっかりと記事として、情報として載せられたものがあるということでございますから、そういうものを見直して、まだ世の中がしっかりと固まっていない段階からこの神河町の記事がしっかりと植えつけられて彫り込まれておるといふうなことでございますので、これをまちおこしとか観光の宝にするのはもう当然のことであろうといふうなことで、どのような展開をするのかということをお話を初めいろいろ御関係者の方に御協力を願っておるわけでございますけれども、まだまだ地域としての意見がまとまりかねておるといふうなところがございますので、今後の消長を見ていただきたいということで、ちょっとほかの情報をここでお話ししますと、姫路市ではこういうふうにやっておりますとかといふうなことでいろんな記事がどんどん出ております。神河町でも去年、おとどしから埴岡の里の寓話といいますが、子供向けの紙芝居ができたということなんです、それだけで終わらせては余りにももったいないといふうな話がございまして。

そういうことで、一度皆さん、「播磨国風土記」というものをしっかりと見ていただいて、神河町というのがいかに歴史的に重要な位置にあったのかということを知っていただいた上で、もっと自信を持ってまちおこしなり、いわゆる人を引きつける力のもとにしていきたいなといふうに思っております。

具体的に何を言いたいのかというようなことになりますと、「播磨国風土記」に書か

れているのは埴を運んだ話とかうんこの話とかいうことはあるんですが、一番最後に書かれているのは応神天皇がこの村に来られて行宮をつくられた。宮殿をつくられて滞在をしたということでございますが、この神崎郡北部、昔の播磨国の北辺の状況を視察をされたというふうなことが書かれておるわけでございます。

同じような文献なりなんなりがほかにあるのかなということで調べてみますと、隣の夢前町の前之庄の奥にあります鹿谷というところがありますけれども、賀野神社というのはそのときに応神天皇が来られて、一つの御殿というよりもいわゆる神殿とかそういうものをつくられたのが今の賀野神社の始まりということで、また応神天皇がこの地にとどまられたと。1日とどまられたいうだけでそこに神社をつくったというふうな村もいろいろありまして、そういうことが現在どのようにその地域の生活にかかわっているのかということ調べますと、やはり集落の中心であり、その地域の中心であり、信仰的であるというのがもう珍しくもありません。もう当然そういうことになっておりますので、私どもでいろいろと歴史の研究会とか観光協会でお客様向けの歴史の情報とかいうものをいろいろ考えている中では、何とか福本遺跡を国の史跡とかいうところを再評価してもらうことも大事ですが、まず地域の人たちのいわゆる関心といいますか、そういうものを集めるために応神天皇という人を持ち出してきました、何とかそのいわれのある地域だということにすれば、私としては「播磨風土記」が立証するような地域でありますから、1,300年前からこの地域の中心地であったというのがこれでわかるわけです。

そういうことから考えますと現在の福本藩の話でもございまして、町長も機会を見ては福本藩ということもいろいろとしゃべっていただいておりますので、何とか福本藩の庭園というものが銀の馬車道沿線の一つの観光資源というようなことで、県民局のほうにも認めていただいってもらって、昨年でしたか、北川県民局長もお見えになっていろいろとお話を聞かせてもらったというふうなこともありましたんで、今やれることは何なのだというようなことを考えながら、日ごろ大切にしてきた宝物というものを今磨いて皆さんの前に引き出して、見てもらうというのが今一番大切なことでございます。

一つ、教育委員会にお願いしているのは、そういうところの資料をいろいろ公開していただきたいということと、また地域振興課においてはこの陣屋庭園のいわゆる修復工事というのが、その話が県民局に通じていったのも地域振興課と共同といいますか、そういうところでの情報から始まったものでございますので、まず馬車道に関する資源の開発、新しい宝物の発見、発掘という段階で福本遺跡を活用していただいて、何とかそれとあわせて考古学のいわゆる基地といいますか、10万年前から日本には旧石器時代があったんだということが立証されて、その旧石器時代の遺物がいろいろと出てきた福本遺跡というものの再確認といいますか、再発見というものにつなげていきたい。こういうふうなことも考えておりますので、どこまで自分たちの所管を越えてでも一つの神河町のいわゆるアピールすることに御協力願えるかというようなところを、今こういう

ところで尋ねてみたいという思いでこのたび質問をまとめさせてもらったんですが、一概にできることできないことありますが、同じところを目指して地域と行政がいろいろ力を合わせてやるということにやはり遠くからお見えになる方々の関心とか興味も呼び集められるのではないかなというふうに思っておりますので、御検討を願いたい。まずそういうところでお願いします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 宮永議員から、歴史文化遺産を観光戦略の一つに活用する。そのためにもっともっと歴史を掘り起こしてみんなで勉強して、宝物という意識を高めていくというお話であったというふうに思っております。

毎回、宮永議員からは文化歴史遺産の活用について御提言をいただいております。そのたびに、私もこれからのまちづくりにつままして一つの政策として観光戦略を強めていこう。そこには観光資源である山であったり、既に設置しております観光施設とあわせて歴史文化遺産も、これはこれからの神河町の観光政策としても十分活用していかなければいけない大切なものだというふうにも申し上げてきているところでありまして、今後もその考え方に変わりはありませんということと、もう一つはこれも前回申し上げたかもしれないんですが、もう国におきまして観光立国ということで、まずは2020年に外国人観光客は2,000万人を目指すということで、恐らくもう早々と達成するというふうな勢いで今伸びてきておるところでございます。

その中で、これまでの観光資源の活用はもとより、新たに日本遺産という指定をして2020年、東京オリンピックに向かって全国全県最低1カ所は日本遺産を選定していこうという動きがございます。

兵庫県におきましては、非常に面積広い。太平洋、瀬戸内海、日本海にまたがっているというふうなところから、県の考え方としては兵庫県は2カ所を指定したいというふうな話もございます。もう既に1カ所は篠山のデカンショ祭でしたか、それが日本遺産に選定されておりますし、もう1カ所として候補地としては銀の馬車道、そしてまた鉾石の道、そういったエリアも朝来市から姫路に向けての実は動きがあるというところがございます。

文化庁におきましては、考え方としては文化財の定義は保存というのが定義でしたが、今、保存から活用というふうに変えているというところがございます。そういうことから、国挙げて歴史文化遺産をこれからの観光戦略、楽しんでいただくというそういった定義の中で政策が展開してくるだろうというふうに私も思っているところから、国の動きに合わせて神河町も同じ目線で進めていければなというふうに思っているところがございます。

もう本日の議員各位からの一般質問にもございましたが、やっぱり神河町の地域創生は本当にもう一度原点に返って神河町隅々まで掘り起こして、それから宝物を再発見する。もう既に神河町は地域サロン事業で40集落の宝物は見つけているわけですけども、

その宝物とあわせてさらに磨きをかけながら新しいものを発見して、そこからまちづくりを進めていきたいという考えでございます。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） 同じ方向を語っていただいて、ありがたいと思っております。

まず、一つの方向に向けて、この町が取り組んでる姿勢というものをまず皆さんに知ってもらい、人に外から見てわかる活動というのがやっぱりありまして、非常にこの場所では言いにくいんですけれども、旧神崎町当時に町並み、景観、まちづくりというようなことで商工会の取り組んだ中に福本藩の武家屋敷が1軒残っておるというようなことで、それを何とか活用してというようなことで前の足立町長のときにも観光センターに準ずるようなものをつくって、この神崎町、神河町をお尋ねになる人たちが一步ここでとまっていろいろと情報を仕入れるような場所ということで想定をされておったようで、そういうところに期待をかけておりましたんですが、その後、世の中の進み方で有為転変といいますかそういうことになりまして、現在その武家屋敷がもう立ち枯れ状態でございます、もうまさに潰れかかっているというふうな感じになってるんですが、それについての救済策とか救援策というのは我々で幾らかちょっとお手伝いをしたんですが、そういうことではとても追いつかないというふうなことで、将来これをどうするのかという大きな課題が残っておりまして、何とかそういうことに気がついてやろうということでもう既に10年以上になりまして、何かそれなりの決着をつけんといかんやろうというようなことで、広い土地もついていることございますから、先に立つものがあるかないとかいう話で停滞しておったんですが、何とかそういうことを乗り越えてでも一つのまちづくり、この神河町のバックボーンにとっては欠かすことができないもんだというふうなところにもなれば、何とかまた再生の道があるんじゃないかなというようなことも考えておるわけございまして、全部が全部神河町内の人々がそういうことを御存じのわけでもありませんから、公の場で申し上げるのは今初めてでございますけれども、やっぱりいろんなもの、宝物を発掘して磨きをかけるということがこの事柄に対してはどのようなことができるんだろうと。我々が体を張ってでも何とか守っていききたいという思いがあるんですが、いかんせん人間1人2人の力では到底及びもつかないことございますし、次の世代にというふうなことも考えるだけではだめでございますので、何とか世の中の役に立つようなものにする方法はないだろうか。

例えば、今現在歴史ゾーン、銀の馬車道ゾーンということで観光客も結構お見えになります。これまでここ二、三年の経緯を見ますと、県立歴史博物館の友の会の方とか、それから城郭センターの友の会の方とかいろんな団体でお見えになったりして、歴史的遺物が非常に少ないながらも福本藩の検証をいろいろ努力をされておるということについての、そういう姿勢を見たいとかいうようなことでお見えになる方もあっていろいろと交流も続いておるわけでございますけれども、やはりそういう意味で一つの宝物を

いかに後世に伝えていくかということで、財政的に豊かでなくてもやはりそういうことへの力を入れることを考えておられる市町村は結構ございます。そういうときに、このとこで町長のお力を何とかおかりできればと。決して強要するものではありませんけれども、こういう情報自体が新たに人の興味を引いて、また見に行こうというようなことになるんだろうというふうに私は思っております。

観光客の方たちにそういうことをいろいろと御支援を願うというのはとてもできることではありませんし、ある程度無責任な考えですばらしいと思うから見に来て。後世に何とかしようということが、どういうことを後世に伝えようとしているのかを見に来たとかいうふうなことで見に来られる人もあるようでございますから、観光客、観光をいわゆる目的として来られて、この町に住んでみたいというそのとこの段差が非常に高うございますので、それをどうやって踏み越えてこの町に来てもらえるのかというようなことも大きなヒントとしてあるわけでございますので、何か世の中に埋もれてしまっているものを掘り起こしてでも、本来これがあってこの神河町があるんだというふうなものを何とか皆さんの目の前に並べていくということが、もう小学生から後期高齢者の皆さんまでにその心がわくわくとするような情報としてお届けできるのではないかなというふうにも思っております。そういうところで、何かいいお考えがあればお聞かせ願いたいというふうに思っております。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私は、まず文化遺産の関係については、本年度からスタートしております神河歴史文化基本構想を本年度中に策定をするということで、今協議をいただいているところでございます。

一番最初の答弁でも申し上げましたとおり、この基本構想を策定をする中で歴史文化をもう一度掘り起こして宝物を発掘して、それをこれからのまちづくりにつなげていくという、そこをしっかりと進めていく中で具体化が図ればなというふうにも思うところでございます。

そして重要なのは、本当に町民一人一人がそういった同じ方向に向いていただくということがやっぱり重要だということだと思います。自慢ができないと人に来ていただいても自慢話ができないわけございまして、そういう意識を持っていただくようなやっぱり教育行政というか、これが重要だろうというふうに思っております。でもそれは1年2年で培えるものじゃないわけございまして、少し長い目で見ていきながら、そして並行して取り組めればというふうに思っているところであります。

何のために観光政策に取り組んでいるんかということでもあります。当然、交流人口をふやしていきながらそこからリピーターになっていただいて、そしてそれがやがて定住につながっていくような、もうそれが一番すばらしいことだというふうに思っているところでございます。現在、観光協会において、また役場におきましても観光パンフレットをいろいろとつくっているわけであります。それと「かみかわ百選」という本も観光

協会を中心に作成もしていただいているところでございます。

私、最近、関係課とも話もさせていただいたんですが、これは一つの考え方として観光だけに絞るだけではなくって、あらゆる政策がこの本を見れば神河町全てわかってしまうんだというような、やっぱりそういう取り組みが必要ではないかなと。そうすることで、まず神河町を知っていただく、見ていただく。見ていただいて、すばらしいなど感動していただく。もう一度行きたい。もう一度行きたいけど、これは神河に暮らす、神河で住み続ける、そういった教育行政であったり住環境であったり、そういった神河町の政策そのものがその本を見れば一目瞭然で理解できるような情報発信というのがやはりこれから求められているのではないかなというふうに思うわけでありまして。当然、そこに文化歴史のこともしっかりと書き込んでいながら情報提供していく。こういうことがこれから重要だというふうに私自身思っているところであります。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） 教育長、何かお考えありましたら。

○議長（安部 重助君） 教育長。

○教育長（澤田 博行君） 澤田です。今、宮永議員が言われましたように、本当に住民の理解を得ながら神河町ならではの歴史文化を構築していきたい、そういうふうに思っております。

今、話にもありました歴史文化基本構想というものを今年度策定するようにしておりますけれども、そのもとになったものは福本地区のワークショップをもとにして、そこから出発して神河町全体に歴史と文化、そしてそれを含めた観光資源的なものを構築していこうということで話し合いを進めているところです。これにつきましては、観光の面も十分考慮して話し合いを進めているところです。

福本遺跡につきましては、今言われましたように播磨風土記1300年の年でありまして、いろいろ事業がありまして、それも私たちも今取り組んでおって、紙芝居等もつくっているところですが、その中に応神天皇の存在というものが大変大きく出てきております。そういうようなことも研究しながら、福本であれば瓦窯が出てきたということで、それと埴と関係を十分にアピールしながらやっていきたい。

また、埴岡の里というのは日吉神社のところが言われておりますので、その日吉神社のいわれにつきましても、このいわれのところを見ますと、大穴牟遲命、少彦名命というもののことも祭っておりますし、またそこら辺のところの歴史的なことがあって、今、3体の神様を祭っておられるんですけども、そういうようないわれのことも昔から言い伝えられてきた歴史的なものがありますので、今、宮永議員さんが言われましたようにはっきりと歴史的なことについてを科学的に検証していくというんか、それを引き継いでいくということも大事なことですし、また民俗学的なこのいわれのものについてはそれぞれの経緯がありますし歴史もありますので、それも大切にしながら全体像を考えていきたいなというふうに思っているところです。

神河町の歴史文化の特徴につきましては、大地の力としまして銀の馬車道やとか福本遺跡の瓦窯や土器、それから埴岡の里、湯川、それから石の懸樋、いろんなものがあります。砥峰、峰山高原、それから越知川名水とか巨岩など、そういうものについての大地の恵みとともに、もう一つは地域の力ということで獅子舞や花だんご、それからとんぼ道中やとかくまびきうちなどとかいろんなものの行事がありますけど、そういうものもひっくるめた形で今私たちはまとめ上げていこうとしております。そのことにつきましては神河町の関連文化財群というような形でまとめて、それを全てをいろいろな形で観光に生かしたり、また地域創生に生かしていくというようなことでやっていきたいということをつくっているというところです。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） ちょっと話は飛ぶんですけども、兵庫県三木、三木城がありまして、豊臣秀吉に落とされるわけでございます。そのところに無念の死を遂げたいわゆる城主の顕彰碑、辞世の句が大きな石碑に彫られてあるわけですけども、そのことについてたまたま作家の玉岡かおるさんという人、三木出身の人ですけどもお聞きしますと、自分の幼いころの遊び場所はその三木城の本丸跡でしたと。家の者に連れられてそこへ行くと、その城主が無念の死を遂げた場所ということで三木の人にとっては非常に大切な場所というふうなことで、自分としてはその当時何もわからなかったけれども、その石碑に彫り込まれておる文字を自分で指でなぞって行って文字というものに関心を持ったという記憶がありますというふうに話をされておりました。そういう話を聞いて、子供たちがいわゆる歴史的なその由緒のある場所とか文化的な由緒のある場所とかいうふうなものにどう触れるのか、どう触れ合うのかということで、その人の頭の中に何が植えつけられるのかというようなことを考えますと、いわゆる歴史遺産の扱い方についてもっとやはり考えねばならんというふうなことを今思っておるわけでございます。

そういうことでいいますと、例えばこの寺前のルネスのマンションの前にあります石碑でございますが、あれは長谷市川線の県道が明治29年にここまで来たよというふうなことが書かれておるわけでございます。当時、播但線をつけるのにいわゆる資材の運搬道としてつくられたもんだと思うんですが、そういうことを記念して石碑として残すというふうなことをお考えになる人たちが寺前村というものをつくっていったんだと思います。ですから、そういうその当時に生きていた人の思いというものが一つの形と内容を伴って残っていくのが石碑ということで、そういう目で見ますと寺前村の中にも結構あちらこちら偉人を顕彰するとかいうふうなことで書かれた、置かれたものもありますし、やっぱりそういうものに触れ合うことで地域のために、村のために尽力をされた人という人があってどういうことをされた、これがやっぱり話として伝承するというようなことのもともなるんだらうと思うんです。適当なおもしろい絵を描いた看板で何が伝わるのかということを考えますと、やはり本格的な本物を伝えたいのは本物のいわ

ゆる伝承手段があって伝わるのだというふうなことになるので、お金の大小ということよりも、適当にやるということよりも、やっぱりそういうことをお考えいただきたいというふうに思っております。

それでまことに失礼ではありますが、先般、総務文教常任委員会で教育長のいわゆるお考えをいろいろとお聞きして、結局そういうことを文章にして私どももやっぱり残そうということで教育長のお考えの一部を我々の体の中にも書き込んでおるわけございまして、結局教育長という方については私は10年先、15年先、20年先のこの神河町を支える人たちを今育てておられるということで、非常に大きな責任を背負っている書いたりしゃべったりされてるというふうなことで、お考えには敬服をしておるわけでございますが、やはり目先の都合でいろいろと決めてしまわれるのはどうかなと思っておりますので、私のほうからも大事なことは繰り返し繰り返しお願いするつもりでございますので、何とかお聞き届けを願いたいというようなことでございます。

それと、やはり昔の話というものは古臭いだけの話ではございませんでして、町長のいわゆる地元でございます川上という集落についても先般ちょっと二、三の人とお話をしたりしたんですけども、今は自動車社会ですから僻地や辺地やとかいろいろ言われるんですが、いわゆる昔は川上という集落は富の集まるところでございまして、地面を掘れば金が出てくるというようなことで、いろんな方々がその川上というところを探しながら人がやってきた。生野にしてもしかりでございます。いろんなものを向こうから持ってくる。ですから、幾ら山の中におりましても自由自在に物が集まる地域であった。そういう時代を経て今があるというようなことでございますので、それはまた世の中の有為転変でまた新しい鉱物が発見されて、そこから掘り出されるということになりますと形勢はまた変わってくるわけでございますから、単純に自分たちの今住んでいる今のこの瞬間で価値判断を余りしないほうがいい。もっと長い目で人間の営みのいわゆるすごさとか力の大きさというようなものをやっぱり子々孫々に伝えていくということで、一つの施設で教えておられるのは学校でありますから、やっぱり今、親の世代から鍛え直さんといかんというふうに言われていますけれども、そこら辺は社会教育の範疇でございますので、いわゆる民間でもいろいろと意見を持っておられる方がありますので、どうかそういうところからいろいろ聞いていただいて、それを聞き届けて一つの神河町の歴史、神河町のあり方、神河町の人々の根性のあり方というようなものをやっぱり町長や教育長のほうからどんどんと話して聞かせていただくというふうなことが、これから先に大事なんじゃないかなと思うんです。

ですから、何とか人口減少がとどめられたという状況になっても、その人たちを地域のことを思うのと自分の出世、未来を考えるのとどちらを選ぼうかなというようなことで悩むような時代が来るかもしれませんので、何とかそういうところでちょっと視野を広げてお考えを願いたいと思います。そういうことで、町長、何とかお願いします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） このたびの総合戦略につきましては、まずは5カ年の集中しての事業展開について議論をしてきているところでございます。したがって、人口目標というところは1万800人というところを5年後に設定をしているんですが、国においては2060年に1億人程度というふうに言っているわけでございます。神河町におきましても、総合戦略の中で一応の2060年の人口も目標値は定めているところでございます。

しかしながら、神河町の人口減少の減少率というのは、これはもう国とは全く違う減少率でございます。そういったところから、神河町におきましては2060年6,000人強というふうな目標値を定めているところでございます。そこには合計特殊出生率2.0、2.1というのは当然設定をしているところですが、それにしてもそういった人口推計ということになってくるんですが、そういうことを考えますと5年先というのは当然目標値を定めるということは重要ですし、やはりそうすると少し視野を狭めていくということもあります。しかし、我々に求められているのは、それも大事ですが、やはりもう少し広い視野でもってやっぱり森を見ることが常に求められておりますので、そう考えればやはり50年先、100年先をこれはイメージでしかないかもしれませんが、やはりそういったランドデザインを描いていかなければいけない。

これは実は非常に重要だと。そこにはキャッチフレーズとなるものも当然出てくるわけでございますので、私は今回の5カ年計画とあわせて、これは本来であれば50年先、100年先のランドデザインを描いて、その上で5カ年計画というのが一番よい方法だと思うんですが、時間のなかで少し逆転しましたけども、ランドデザインも引き続いて描いていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 教育長。

○教育長（澤田 博行君） 澤田です。玉岡かおるさんの話をさせていただきまして、本当にしっかりと歴史に触れさせるということは教育としては一番大切じゃないかなといつも思っております。それにつきましては、大きく中心的になるものとしましては、福本遺跡のフィールドミュージアム的なものを構築していきたい。そこにはやはりそんな小手先の文化財じゃなしに、しっかりとした景観とか歴史と触れたり、そのようなところの心のふるさとのものを構築できたらいいなというように思っているところです。

ちょっと批判的な形で目先のものしかできてないというようなお話もあったんですけど、確かに教育委員会の事業としましては文化庁の事業の補助金をとりまして、その中でできる範囲をできるだけたくさんしようということで、ここ数年いろんなことを事業をやっていると思ってますね。そういうようなことにつきましては、やはり地元の方々の、言うたら一般の人々の理解を得るためには大変効果的であったと思いますし、歴史講演会も年に2回はずっとやっておりますので、そういうようなことにつきましても多くの住民の皆様は歴史に関心を持っていただけるようにはだんだんなっているところでは思っております。

今、宮永さんが言われましたように、やはりそういうようなことをしっかり考えながら神河町の本当の歴史について自分たちで考えて、血の中に、また体の中に育っていくような文化を養っていきたいというようには思っているところです。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） ありがとうございます。ありがとうございます言うたらいかん言われてたんですが、ありがとうございます。

今、応神天皇を歴史の主役にとというのは、ある某大学の先生がお見えになられて応神天皇に関することは何かあるのということで、いや、今のところ全くありませんということから始まった話でございます。

そういうことで、これから先もやはり同じ方向でどんどん進めてまいりたい、いろいろな資料の発掘もやりたいというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 以上で宮永肇議員の一般質問は終わりました。

○議長（安部 重助君） ここで暫時休憩いたします。再開を2時45分といたします。

午後2時23分休憩

午後2時45分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

休憩前に引き続きまして一般質問を続けます。

次に、8番、松山陽子議員を指名いたします。

松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 8番、松山です。通告に従いまして、質問させていただきます。

このたびの質問は、地域包括ケアシステムと病院の北館建てかえとの関係についてお伺いしたいと思います。

現在、病院の北館建てかえに向けては病院職員によるワーキンググループの検討と、そこで出た意見を受けて検討するための病院執行部と副町長を含めた役場関係課の参事や課長等による北館改築検討委員会が開かれております。

8月の委員会で病院から報告を受けましたのは、平成27年度中に基本構想・基本計画、そして平成28年度当初から基本設計、実施計画を作成し工事に取りかかり、平成29年度末には完成させたい考えであると説明を受けています。

しかし、そこで気になるのは地域包括ケアシステムとの関係です。総務省が3月末に出しております新公立病院改革ガイドラインによると、平成27年度から28年度の間には新公立病院改革プランを策定するようにとのことで、その項目の中には都道府県が策定する地域医療構想を踏まえた役割の明確化とあり、その内容としては1つ、将来の機

能別医療の需要と必要な病床数が示される地域医療構想との整合性のとれた形での当該公立病院の具体的な将来像を明確にする。また、地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割を明確化するなどが上げられています。この地域包括ケアシステム構想の期限、目標は平成30年度とのことで、担当課である健康福祉課は業務を進めているようですが、この地域包括ケアシステムにおける病院の役割と機能は、今進行形である北館建てかえの基本構想・基本計画に大きく影響するものと考えます。そこで、町長のお考えを伺います。

まず、1点目については、北館建てかえの基本構想・基本計画作成の時期と、先ほども言いました新公立病院改革プランの策定期限の関係から地域包括ケアシステムの構築をもっと急ぐべきと思いますが、これについてお考えを伺いたいと思います。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、松山議員の地域包括ケアシステムと病院の北館建てかえとの関係についてのまず1点目でございますが、公立神崎総合病院の北館改築に向けた検討状況でございます。

これまでのプロジェクトでの取り組みや県協議も踏まえた中で、最終的に本年3月の町広報でもお示しさせていただきましたとおり、町としては限りなくリスクを抑える中で住民の皆様喜んでいただける病院を目指すという中から、北館改築へのかじを切らせていただいたところでございます。そのためには運営も含めて現状をしっかりと認識する中で、健康福祉のまちづくりに病院がどのようにかわるかということでございます。具体的には、町繰出金の範囲で運営ができる病院建設と運営シミュレーション、北館に持たせる機能の内容決定が大きなポイントとなっておりますが、そのために現状把握のための外部評価導入も検討しておりましたが、現委託先のコンサルタントにつきましては病院運営の現状と将来についても評価を行うとのことでございまして、現在その分析結果、経営診断結果の報告を待っている状況にございます。

また、地域包括ケアシステムの構築についても、人口1万2,000人の町が1町で運営しているという現実と神崎郡域を中心に医療圏域を担っているという事実、そしてこの地域になくはならない病院ということをしっかりと認識した上で、これからの病院に求められる機能といったものをしっかりと展望する中で、北館改築における機能と病院をしっかりと運営をしていくという視点でのシステムづくりが求められていると考えているところでございます。

なお、神河町におきましては、これまでも地域包括支援センター、社会福祉協議会、病院などが中心となりケアマネジャーなどと連携をし、特養また老健、デイサービス、訪問看護、訪問入浴、訪問介護などの医療、介護、予防、生活支援についても連携した取り組みを進めておりますが、これらのサービス事業の連携をさらに充実、強化できる仕組みづくりと、国の方針でありますさらなる在宅医療、在宅介護の充実に向けての一体的サービスをどのように進めていくのか。また、健康長寿に向けた取り組みを進める

ことが地域包括ケアシステムのさらなる充実につながると考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 地域包括ケアシステムと病院の関係とについては、今、町長の答弁からお伺いできたんですが、私が最初に言いたかったのは地域包括ケアシステムが30年度をめどにということで準備をしておられる。ただ、病院建てかえについてはもと早い時期の今計画をし、建てかえはもう29年度末にはしたいという準備段階と今私は聞いておりますので、そうなるとその地域包括ケアシステムと病院の建てかえとは本当は同時進行、もしくは地域包括ケアシステムのほうが先にあるべきではないかなというふうに考えるわけです。でも、今現在その進行状況がどうなのかわからないんですが、できるだけ早い取り組みを私はすべきではないかなということからこの質問をまずはさせていただきます。そのことについてお願いします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 地域包括ケアシステム、松山議員おっしゃるとおりでございます。したがって、これまで神河町としての地域包括ケアシステムについては当町に総合病院があるということ、そしてまた兵庫県健康福祉事務所の基本的な考え方からも神河町単独で地域包括ケアシステムを構築するのではなくて、神崎郡3町というのを一つの枠と捉えながら、その中でこの構築をすべきだろうという兵庫県、中播磨県民センター、健康福祉事務所からのそういった意見交換も含めて進めてきているところでございます。

そのような中で、医療の基地となる総合病院との位置づけというところをこれまで考えてきたところですが、実際のところ神崎郡3町それぞれの町によってスピード感というか、やっぱり若干のずれがあるようでございまして、私どもとしてはまず神河町がもうリーダーとなって先行してでもこの地域包括ケアシステムは構築すべきだろうというふうなことで、先日も病院そしてまた健康福祉課、また副町長も含めて意見交換もしてきているところでございます。

したがって、30年度というのはありますけども、神河町においてはもっと早くやっぱりすべき。そのことが病院の北館の改築によい影響が出るようにしていければなというふうに考えているところでございます。

また、病院の建設に当たりましては、この財政シミュレーションもまた新たにつくっていかねばいけない。それをもって、兵庫県におけるヒアリングも受けていかねばいけないわけでございます。そういうこともまだまだやらねばいけない作業というのは、もう本当にスタート時点だろうというふうに思うわけでありまして。いずれにしても、私、最初の答弁で申し上げましたが、一番重要なのは現状を知ることが一番重要でございます。何が問題なのかという、何が神河町にとっての課題なのか。そして将来人口がどうなのか。将来の患者数の推移はどのようになっていくのか。国の

動向はどうか、県の動向もどうかという、そういうところも十分認識した上でないと具体的な計画というのはなかなか難しいなという部分はあります。でも私自身、北館については、耐震対策も含めてやらなければいけないという強い意思でもって進めなければいけないという認識でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。今、町長が言われたとおりでございますが、地域包括ケアシステムにつきましては神崎郡3町で進めようということで行っておりまして、今、町長が言われたとおり足並みがそろわない、進まないというような状況で、先般、健康福祉課それから病院、私も含めまして協議して、神河町独自でもう進めていこうということを決めました。

そういう中で、10月の8日、神河町在宅医療・介護連携推進協議会という会を立ち上げまして、そして委員としては各施設の施設長、それから仲西福崎保健所長を含めて17名の委員を構成しまして10月8日に協議会を行うということで、それを進めていく中でまた市川、福崎がその中に入りたいということであれば入れていこうということで、町単独で進めようということで今動いているというところでございます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 3町で当初ということでお話があったんですが、この地域包括ケアシステムのつくり方というんですか規模というんですか、私はまずは神河町があって、それから地域包括ケアシステムができて、それから病院はもうその3町とか近隣の市町にも関係しますので、あとはその広域でというふうな、私、2つの組織というかそのシステムをつくっての動きがスタートするのかなというふうに思っていたんですが、まずは3町の足並みがそろわないということで神河町からスタートということとなると、まずは神河町の足を固めていただくというか、それを早くしていただきたいなというふうに思うんですが、私が最初の話をしました病院からの情報で今年度中に基本構想・基本計画というふうな運びとするなら、ちょっと余りにもそのケアシステムとのスピード感が違うということをちょっと心配してたんなんですが、病院としてはその計画どおりに進めたいと思っておられるのか、いや、もう少し時間をかけようと思っておられるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 病院事務長。

○病院事務長（細岡 弘之君） 病院の細岡でございます。病院の北館改築につきましては、今、町長から申し上げたとおりいろんな課題がございます。その中の一つが地域包括ケアシステムでの病院の役割をしっかりと担っていこうと。将来に向けて担っていく。それをしっかりとそういう機能もできるだけ病院に入れてということが一つの大きな検討課題だというふうに思っております。

今、松山議員がおっしゃられたとおり、病院が当初進めようとする中では、どの段階でその地域包括ケアシステムによる病院の役割が明確化してくるのかということ、非

常に時間的には微妙なところがございます。実際には、当初の予定どおりいきますと来年度に企業債の申請をするわけですが、その時点では既に計画ができておらなければならないということです。県のほうへの来年度の頭出しにつきましては、10月、11月ごろのヒアリングがあって、来年度の起債の予定ということでヒアリングがあります。本申請は来年の4月とか5月とかいうことになるわけですが、それまでの間に精いっぱい町の努力をしていくということでございます。

先ほども副町長から申しあげましたように、10月8日に町内での関係者による協議会をスタートしていきます。どれだけのペースでどれだけの内容が協議されるかということについては現状ではなかなか不明確ではありますが、できるだけ精力的に協議を行って、できることであれば間に合わせていきたいということです。

しかしながら、中途半端な中で病院の計画をつくってしまうということも課題として残ります。ただ、病院も町長が申しあげたように耐震という大きな課題も抱えております。その辺も総合的に判断をしながら、今後進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 病院としては、できるだけ今の計画どおりに申請して進めていきたいというふうに考えてあるということでしたね。

ただ、その地域包括ケアシステムの中で病院の役割、北館建てかえについてその中の機能、病院の全体の機能、役割もあるんですけども、例えば北館改築に当たってその中で担ってほしいサービスといいますか機能ですか、そういったものもある部分あるのではないかなと思います。前の委員会の中で健康福祉課長もその中で障害者の方のサロンですかね、そういったところであったり認知症の方の居場所づくり、それから在宅医療とそれから在宅看護との連携がとれるように同じフロアでというふうな話、説明もありました。それは職員レベルの方の希望であったかもわかりませんが、それは住民の方のことを思っている意見だったのかと思います。そういった機能を病院の中に入れるとすれば、やはりもうちょっと詰めるべきところは早く詰めて、病院建てかえが本当に住民の方にとっていいものになるようにしていただくと必要があるかと思います。この時期については、早速にはできないにしても10月上旬、10日ですかにまず1回目の推進協議会が始まるということですが、それまでにこの地域包括ケアシステムについては保健・医療・福祉総合政策職員プロジェクトの中で何回かその地域包括ケアシステムについては勉強会なのか意見交換会なのか、そういったことも進められていたように資料として残っております。ですから全くそれが1回目ではないにしても、できるだけスピードアップをした形で病院のほうと調整をしていただきたいというふうに思います。これにつきまして、今現在その病院建てかえについての検討委員会が進められていると思うんですけども、これはスムーズに進んでいるのでしょうか。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 最初の答弁でも申し上げましたように、検討委員会、病院内でのグループ会議等のそういった会は進んでおりまして、私は一番重要なのはやはりこの経営診断というものをしっかりとやらなければいけないということをおっしゃっておりまして、その点については現委託先のコンサルタントがそういった業務もできるということで、今現在その最終的な取りまとめに入っているというところでございます。

私は、実はここが一番重要だというふうに考えるわけでございます。そしてこの新築移転の議論をする中で最も重要なのは、やはり限られた予算の中、繰出金も含めて限られた予算の中で運営ができる病院でなければいけない。ここが一番重要だというふうに思っているところでございます。そのためには、将来を見越した細かいシミュレーションというものが重要になってくるというところでございます。

繰出金については100%一般財源ということではなくって、その中に当然交付税も含まれているところでございます。その中で、財政としてもこれからの繰出金の内容についてもこれはもう一定の方向性は出しているわけでございまして、その中で病院が運営をしていかなければいけない。そのために北館を改築する中で、現在管理部門とそして医局、そして手術室がある北館ではございますが、1階は今特に利用していないという状況がありますので、1階のスペースをどういった活用をするのかということが単純に考えればそういう見方になってくるわけでありまして。だからそれも含めて、これから具体化をしていくということです。

まずはコンサルタントからの病院運営の現状について早く私は情報を知って、そこからこれからの病院運営についてどこを強化していかなければいけないか、そういうところを見定めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 経営診断、そういったのが一番重要であるというふうに町長は言われました。

病院新築から北館建てかえというふうな形に移行された中で、やはりその中で最大限の機能を持った病院にしていきたい。それはだからといって幾らでも財源をそこに投入できるものではないんですけれども、やはり住民の方がよかったなというふうな喜んでいただける施設をつくっていただきたいというのが私たちの思っているところです。

その時期については、やはり経営診断が出ることとそれから病院のほうから計画等、そういったことをすり合わせての時期がどういうことになるかもわかりませんが、それぞれの立場で全力で頑張っていっていただきたいと思っております。

その中で、一つお聞きしたいのが2番目の質問なんですけれども、神河町の地域包括ケアシステムの中で療養病床はどのように考え、公立病院の役割、機能の一つとして取り組むべきと考えられるのかどうなのか、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 次に2つ目の質問、神河町の地域包括ケアシステムの中での療養病床はどのように考えていくかという点でございます。そして公立神崎総合病院の役割、機能の一つとして取り組むべき中身はということですが、国の在宅医療・介護政策から申し上げますと、療養病床は減少の方針でもありますが、今後地域医療構想により中播磨地域での必要病床数が示されると思いますので、その内容と地域のニーズも把握しながら慎重に判断をしなければならないというふうに考えております。

また、このそれぞれの病院におけるベッド数また病床の種類につきましては、これはそれぞれの病院で決定できるものではございません。中播磨の医療圏域における医療部会の中で提案をし、そして医療部会で審議され、そしてそこで最終決定がなされて初めてこの計画変更ができるということになっているところでございます。

繰り返しになりますけども、運営も含めて現状をしっかりと認識する中で、健康福祉のまちづくりに病院がどのようにかかわっていくかというところをしっかりと見据えていきながら、取り組みを進めているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 病床数は勝手に決められないということも、いろんなところでもお聞きしております。ただ、神河町の住民の方、今から高齢化がどんどん進んでいく中で療養病床というのが必要なかどうなのかということと、まずそれも考えないといけないのではないかなど。その考えを持って、今、町長が言われました中播磨圏域の医療部会にもし必要と、神河町にとってはぜひとも必要であるとするなら、その部会でもって意見をはっきりと出していきたいと思っております。

その中で、今現在神河町で長期入院といいますか医療系の病院とかに入っておられる方が何人おられるかというのはどうでしょうか、把握しておられますでしょうか。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。療養型病床につきましては、医療保険を使う療養型病床と介護保険を使う療養型病床がございまして、介護保険の療養型病床につきましては平成12年の介護保険創設以降ずっと廃止を目標にということで、厚生労働省が何度も何度も再認可みたいな形でまだ存在しております。それで介護保険の分につきましては、現在平成27年7月現在15名でございまして、内訳としましては福崎の平野病院が13名、それと加西の米田病院が1名、それと神戸市西区の広野高原病院に1名ということで計15名でございまして、その分は介護保険のほうのデータでわかります。

ところが、医療保険の分につきましては、国保だけでしたら国保の担当のほうでわかるかもしれませんが、それはまた社会保険とか組合けんぽとかがございまして、それで実際そういう医療型の施設に入院されている方につきましてはかなり把握には時間がかかる。また、実態がわからないかもしれません。申しわけございませんが、答弁

とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 病院医事課長。

○病院事務次長兼医事課長（浅田 譲二君） 病院、浅田でございます。当院につきましては、医療の関係でございます。一昨年から病院の病床のあり方ということで診療報酬の改定などでいろいろ議論をされまして、私どもも昨年の11月から現在の3病棟ございます南側の3階を地域包括ケア病棟ということで、最大60日まで入院できるという病棟を変更いたしております。それでもなおかつ在宅に帰れない方、そういう方は一、二名というふうに私は承知をいたしております。どうしても社会的に難しいという方については、そういう行き先が見つかるところまである程度の期間見ておるといふ方の中には一、二名いらっしゃるというふうに認識をいたしております。

この地域包括ケア病棟につきましては、けがでございますかと骨折でございますとかそういう疾病で急性期で入られた方が、一定の期間経過をいたしますと病院もDPCという包括的な算定でございますので、そのあたりの点数を計算しながら地域包括ケアのほうにお移りをいただいて、そちらのほうで60日。60日必ず皆さんがマックスいらっしゃるということではございませんし、また一旦退院をいただいて入院できるというふうなこともなっておりますし、今後その地域包括ケア病棟もこれまでは直接入院というのはかなり難しい部分がございますけれども、今後は直接入院というふうなことも転換が予想されておりますし、この地域包括ケア病棟については、来年の診療報酬の改定などにおきましてもかなりまた重要視されるんではないかなというふうに見込んでおるところでございます。

そういう社会的な動向を見ながら、当院としてそういう病床のあり方、そういったものについても当院は先ほど町長が申しあげましたような経営のそういう損益の分岐点でございますとか、そういうところも十分に加味しながら検討していきたいというふうにご考えておるところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 大中課長のほうは、介護保険の療養型の方については一応15人というふうなことは把握ができてるということで、実は私はこの質問を最初させていただくときのことがありましてちょっと役場の関係窓口のほうにお尋ねして、幾らかの数字は把握ができました。国民健康保険の対象者、73歳までの方については今現在13人の方が長期入院という形でされてると。それから、これは後期高齢の方の対象者につきましては正確な数字がちょっと窓口ではわからないということで、町ぐるみ健診のアンケートに書いてその長期入院のために町ぐるみ健診は受けられないと。そういった人の人数を75歳以上の方を調べますと10人。ただ、その数字が正確かどうかはわかりません。それと、それからそのほかにも社会保険なりほかの健康保険の利用で入院しておられる方もあろうかと思えます。ですから、私が把握できてるのは一応38人は町内の方で長期入院をしておられる。長期入院というのは、浅田課長が言われまし

たようにケア病棟を出たり入ったりという方で繰り返しておられる方もあるかも知りませんが、やはり期限なく入院しておられるという方がその中で多数おられるというふうに思います。ですから38人、町内だけでもそれ以上の方がいらっしゃるという状況ですので、国としてはその療養病床はなくす方向に進んでいるということではありますけれど、やはり家族の中で介護ができない状況が今だんだんふえてきております。今現在、家族がいてある時期までは頑張っても、それ以上はもうやはり限界だということでの入院を迫られて、一生懸命探されて入院ということのおうちもあろうかと思えます。ですからだんだん高齢化が進む今となれば、療養病床はなくせないものだというふうには思います。

訪問看護なり訪問医療なり、おうちで最期までみとっていただける状況が一番ベストだとは思いますが、そういう体制が整えられないおうちも今からふえてくるのではないかなというふうに思いますので、やはりこの療養病床については真剣に考え検討していただきたいと思えます。

病院の運営上につきましては、やはりその療養病床となりますと介護報酬がぐっと下がる。それから、お医者さんにつきましてはやはり急性期の患者さんを診たい。そう言ったこともありますし、それからその療養病床となりますと看護師、お医者さんのスタッフの人数も確保しないといけないということで、病院にとってはなかなか手を挙げにくいものだと思います。ですけれども本当に町民にとって、神河町の方にとって何がいいのかということを考えていただいて、もし絶対やっぱり療養病床が必要であるというふうに判断された場合、町長はその中播磨圏域の医療部会のほうに病院長と一緒に出席しておられるということですので、やはりそこらの思いというものを出していただきたいと思えます。まずは神河町の町民にとって、今からの介護、在宅医療、それらのことも含めて考える中で必要なかどうなのか。必要であればというふうなことを真剣に考えていっていただきたいと思えます。町長、それについて。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私は、常に本当に真剣に考えております。これまでも療養型病床についていろいろな御質問もいただいたところでありまして、実態として療養型病床は必要だという認識には至っているわけでございます。あと、その認識をした上で病院現場との協議を進めていながら、方向性を出していかなければいけないということだと思います。

一般的に、療養病床についてはなかなか不採算部門というふうに言われるわけございまして、実際なかなか収益が上がるというものではないというふうにも言われているところであります。そう考えますと、非常にほかの診療科の部分で診療科でのいわば運営状況ですね、そういったところのバランスというか関連も含めてトータルとしてどうなんだという物の見方も当然していかなければいけませんので、公立病院の存在意義というのは何かといえ、全てにおいて利益を上げていくというものではなくて、当然収

益が上がらないやっぱり診療科というものもあろうかと思えます。しかし、地域の皆さんが安心して生活していただくために、この診療科は絶対に必要なんだというところでその診療科を運営していく。そこに公費を投入していくことはまちづくりを進める上においては必要だということですから、そこに公立病院の存在意義があるというふうに思っております。基本その精神に基づいて今後も進めていかなければいけないというところでございます。

ただ、国においては、なかなかこれからの超高齢社会に向けての社会保障政策を考えたときに、非常に財源についても厳しい。そこから全国で病院のベッド数を減らしていくんだということでございます。15%から20%、平均だというふうに言っておりますので、もうそれから考えればどんどん在宅というふうにシフトされていくんだらうというふうに思いますし、医療型の療養病床あるいは介護型の療養病床というのものもあるにしても、逆にサービスつき高齢者住宅というふうな中での政策展開といいますか、そういう部分も今後のこの高齢者政策についてのいろんな方策を町としても考えていかなければいけないんだらうというふうにも考えるところでございます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 十分に必要性はわかっているというふうに、町長の答弁で一生懸命考えていただいているんだというふうにはわかりました。

ただ、サービスつき高齢者住宅とか、それからおうちの方がいらっしゃる家庭においても、やはり医療系の治療が必要ということになると24時間ということもあったりします。ですから在宅で一生懸命頑張っておられても、やはり家族の方の休息いうんか休んでいただく期間も必要だとは思いますが、そういったところも含めて、全部トータル的に神河町にとってサービスはどういうふうに連携がとれて流れていくかという安心感を持っていただけるようなケアシステムですかね、それを早く構築していただく。病院があるということが一番大きなメリットでもありますので、それと入所施設もあります。いろんなサービスもあります。それから、いろんな事業所も今はそれぞれ自主的に勉強会も開き、いろんな質の向上というんですかね、そういったことに努めて頑張っておられます。

テレビとかでいろんな施設がいろんな入所者、利用者さんに危害を与えたりとか大きな声出したりとか、ましてやちょっといろんな事件につながっているような行為をしておられる職員の方がクローズアップされてしまいがちなんですが、神河町の中においては、それぞれの事業所の職員の方が自分たちの神河町はどこの施設に入ってもらっても同じレベルのサービスが受けられるようにということでの連携をとった勉強会もしておられますので、その思いをうまくつないでいくというか、そういったこともしていただきたいと思えますし、それからそれを運営している事業主の方との思いも一つにさせていただくというのも大事なことかと思えますので、そういったことも含めて、また介護保険が29年の4月からですか、要支援の方のサービス体系が変わっていくという中で、

その方の居場所ということも大きく不安を持っておられるものだと思います。

健康福祉課のほうについては、動きとしては老人クラブのリーダーの方にそういったお話をされて、地元でミニデイなりいろんな形での見守り体制なり居場所をつくってあげてほしいというふうなお話をしておられるとは思いますが、今現在頑張っておられる上にどこまでできるかという思いもあるかと思いますが、やはりこの機会にその老人クラブの方だけではなく、やはり隣近所のおつき合いの仕方というものを昔ながらの地域力というんですかね、御近所での助け合いというのがやはり一番大事なときにもなってるのではないかなというふうに思います。病院そして施設、そして在宅いうんですか、地域の方、そうしたことにつきまして連携をとっていただくというのが一番ベストなんですけれども、その中で一つちょっと健康福祉課長にお伺いしたいんですけれども、この地域包括ケアシステムというのは、国が説明しておられる資料を見ると全て高齢者対応の言葉しか出てこないんですけれども、これにつきましてはやはりその地域包括ケアシステムというのの対象者は高齢者の方だけなんでしょうか。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（大中 昌幸君） まず、御質問にお答えします。

基本的には団塊の世代が2025年に高齢化のピーク、要介護のサービスが一番要る年になるから、そのためにいろいろとこういう地域包括ケアシステムをつくって、在宅医療と介護が連携して一体的にサービスを利用できるということで、このことが提唱されました。

ただ、当町におきましては地域見守りシステムですか、いろんな事業所がそういった要援護者の方が日常問題なく生活しているかということについては、老人、障害を持つ方関係なくしております。それできっちりと障害を持つ方の明記はしてないんですけれども、広げた形で考えていくべきだと思います。

それと、ちょっと関連、先ほどの平成29年4月からの介護予防・生活支援総合事業のことですけれども、老人クラブ、8月末に4回研修会を行ったわけなんですけども、今9月に入って町内デイサービス9カ所あるんです。9カ所を全部管理職と地域包括支援センターの職員と、あと介護保険の担当で班を組みまして9施設全部訪問しまして、今後平成29年4月からの要支援の方のデイサービスについて、どれぐらいの量ができるかというような今ヒアリングをしている最中で、今で5カ所ほど回って、あとこの9月いっぱいまであと残り4カ所ほど回る予定を立てております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 神河町としては、地域包括ケアシステムというのを大きく広げた形で、障害者の方も含めてその連携なり見守りをしていくというふうな考えであるというふうにお聞きいたしました。

それと、デイサービスの事業所を回っておられるということなんですけども、受け入れ体制があれば要支援の方の通所、デイサービスを利用していただけるような方向で考えて

おられるのでしょうか。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。それは施設によってやっぱりまちまちになりますね。小さなデイサービスでしたら、もうほとんど要介護の人が90何%で、要支援の方がもう1桁ぐらいしか利用されてないというようなことで、要支援は受け入れられないというデイサービスもあれば、いや、今要支援の方が大体25名の定員のところですけども10名ぐらい利用されて、その方たちがサービスが受けれなくなるようでしたら同じように町の指定を受けて、要支援の方のデイサービスを受けることができるようにしたいというデイサービスもでございます。その施設の要介護、要支援の方の比率によって、考え方が少しずつ変わってくるがあると思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 地域包括ケアシステムと介護保険の改正の平成29年の4月からですかね、そういった形のものが私は同時にできていればいいのかなというふうに思うんですが、それはちょっと私の考え方が間違っているのかどうかわかりませんが、できるだけ入院して退院してこられた後の方の流れというんですかね、とか介護が必要になった方のサービスの受け方とかそういった全部を含めると、やはり地域包括ケアシステムができていれば医療支援の方も安心して生活ができるということになろうかと思しますので、できれば同時進行で進めていただいたらいいのかなというふうに思います。

それともう一つ、病院の北館機能のことにちょっと戻らせていただくんですけども、今、ゆめ花館が新しい横に建てた建物の中にいらっしゃるんですが、その建物を建てる時に、そのときにたしか場所は今狭いけれども、病院の北館建てかえのときに、またゆめ花とかその利用しておられる方とか障害者の方の居場所というものをまた検討するというようなお話がたしかあったように思うんですけども、それについてどなたかそのお話をされたなということ覚えておられる方、いらっしゃいませんか。

○議長（安部 重助君） 病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。現在の北館の検討の中では、ゆめ花館を含めるかという、面積的な課題もございますので、議題としては上がっております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 病院事務長。

○病院事務長（細岡 弘之君） 病院の細岡でございます。ゆめ花館がもともと神崎小学校のところの校庭の隅にありまして老朽化も激しいということと、神崎小学校への整備ということでどっかに移転するということとございました。当時、私も病院にいましたので、移転先についていろいろと相談を担当課から受けた経緯がございます。病院としてはスペースがないので、当初は無理だという話をずっとしてきたわけですが、将来に

向けてゆめ花館については病院の介護療育、ケアステーションかんざきとのやっぱりかわりがあるので、その近くに設置することが将来に向けて非常に効果的なんだということを健康福祉課から言われまして、そういう理由があるのであれば病院としてはできるだけ協力をしたい。ただ、その現状において場所がないということで、でもいろいろと検討して今の場所にとりあえず設置をしていただいたという経緯です。その中では、将来に向けて病院が移転新築なりまた改築をする段階で、どこかスペースがケアステーションかんざきと隣接してできないかということを検討するという形での経緯はございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 病院総務課長また事務長から発言があったところでございますが、この言葉がひとり歩きをするとまた大変後々困るわけでございます。そういった話はあったと。だから検討するから実現するという、そういうことではないというところを理解をしていただきたいというふうに思うところでございます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 町長がくぎを刺されたような感じではあるんですけども、やはりそのときというんですか、やっぱりそのケアステーションかんざきの存在が障害を持っておられる親御さんにとっては大きな存在であります。ですから、そのケアステーションかんざきが広域ではあるんですけども障害者の方の小さいときからのかわり、そして大人になってからもそのかわりをずっと持っていただけるということに対してはすごく安心である。それこそ安心を与えられる存在でありますので、そこで施設ができるかどうかというのが確約できないとしても、やはりその思いを頭の中に入れておいていただいて、北館建てかえの計画もいろいろと議論していただきたいというふうに思います。

それと、病院の建てかえというものは本当に大きなことではあるんですけども、財政面とそれから病院の先生方の思いと、それから住民の方の思いが一つになるようにいろいろとたくさんの議論を進めていって、そしていいものをつくっていただきたいと思います。

それと、地域包括ケアシステムについては広域でもされるということで、この健康・医療・福祉総合政策職員プロジェクトの中で書いておられるのが、県下のモデルケースを目指すというふうに書いておられます。ですから単につくったということではなくって、やはりつくるからにはいいものをと。ほかのところからでもどういうことか教えてほしいと言われるようなシステムづくり、そして病院づくりを目指していただきたいと思います。それについて、町長、一言だけでもお願いします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私、決してくぎを刺したということではございません。やっぱり情報のひとり歩きというのは本当に全く違う方向に進むこともございますので、そう

いうところで、こういう場でございますので慎重に発言はしなければいけないことと解釈をしなければいけないというところであります。

いずれにしても、松山議員言われるとおりのことやと思っております。そして大きな流れとして在宅医療、在宅介護という方向にシフトしている。これはもう事実でございます。となれば、やっぱりマンパワーをどう確保するかということが重要になるわけでありまして。これだけ社会的に共働きという状況の中で、在宅でもってサービスを受けるいうでどうやるんだと。当然そこには働く人が必要になってくるわけでございます。社会保障と関連して福祉事業に従事する、医療に従事するマンパワーはもう慢性的に不足しているということですし、福祉・介護職についてはさらに厳しい状況があるということでございます。それはなぜか。それは給与面にしても、また働く条件にしても本当に厳しい状況があるということでございます。そこを克服してこそ、課題解決してこそ人の確保ができるんだということでありまして。当然、神河町として独自で取り組まなければならない政策もございまして、ここはひとつ国としてやはり人材確保に向けたこの政策展開というのは、町としても要望を続けていかなければいけないなというふうに思っております。

高齢者がふえる。その一方でその高齢者の方々を介護していくというマンパワー、そこに現役世代がしっかりと従事して将来展望が持てるような経済環境をつくってこそ本当に全ての方々が安心して暮らせる環境になるんだということでありまして、そこも基本に置きながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 町長が言っていただきましたマンパワー、それは本当に切実な問題で、ずっと今までいろいろと策はないかということをお願いしてきました。

地域創生戦略会議の中で講師の先生が言われたんではないかなと思うんですが、スピード感を持って、そしてほかのところでやってないことを一番にすることが戦い抜くというんですか、そういった中での生き残れる町であるというふうに言っておられたかと思えます。ですからほかの町でやってないことを何か考えて、人材確保ということについても考えていっていただきたいなというふうに思えます。

私の質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（安部 重助君） 以上で松山陽子議員の一般質問は終わりました。

これで5名の一般質問を全て終了いたしました。これで一般質問を終わります。

○議長（安部 重助君） ここでお諮りいたします。あすから9月29日まで休会いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、あすから9月29日まで休会と決定しました。

次の本会議は9月30日午前9時再開いたします。

本日はこれで散会いたします。どうも御苦労さんでした。

午後3時42分散会
